

新規赴任者のためのベトナム会計・税務の基礎、 労働者に関する規定アップデート

2022年10月20日

本日のウェビナー内容

第一章 ベトナム会計・税務の基礎



- 1 ベトナムの企業形態
- 2 ベトナム会計の基礎知識
- 3 ベトナム税務の基礎知識

第二章 労働者に関する規定アップデート

- 1 外国人の社会保険の加入義務
- 2 最低賃金の改定
- 3 有給休暇の買取
- 4 残業時間規制
- 5 派遣労働者の使用

第一章 ベトナム会計・税務の基礎

1. ベトナムの企業形態
2. ベトナム会計の基礎知識
3. ベトナム税務の基礎知識
 - 3.1 法人税 (CIT: Corporate Income Tax)
 - 3.2 付加価値税 (VAT: Value Added Tax)
 - 3.3 個人所得税 (PIT: Personal Income Tax)
 - 3.4 外国契約者税 (FCT: Foreign Contractor Tax)
 - 3.5 移転価格税制 (TP: Transfer Pricing)
 - 3.6 関税 (CD: Custom Duty)
 - 3.7 特別消費税 (SCT: Special Consumption Tax)



1. ベトナムの企業形態

1. ベトナムの企業形態

ベトナム企業法における企業形態

ベトナム企業法（Law59/2020/QH14）にて規定されている企業形態として有限責任会社、国営企業、株式会社、合名会社、私人企業が挙げられている。

外国企業は、有限責任会社、または株式会社の形態をとっており多くの場合は有限責任会社の企業形態をとっている。

また、有限責任会社には①二人以上社員有限責任会社と、②一人社員有限責任会社がある。

主な会社の形態	内容
二人以上社員有限責任会社	2人から50人の組織や個人の社員からなる企業であり社員は出資した金額の範囲内において、企業の債務及びその他財産的義務について責任を負う
一人社員有限責任会社	1つの組織、または1人の社員により所有される企業であり定款資本の範囲内において、企業の債務及びその他財産的義務について責任を負う
株式会社	株主には組織や個人がなり得る。株主は最低3人以上必要であり、上限については規定されていない。株主は株式への投資額の範囲内でのみ会社の債務及びその他の企業の財産義務について責任を負う

1. ベトナムの企業形態

二人以上社員有限責任会社と一人社員有限責任会社

外国企業の多くが有限責任会社の形態をとっており、組織構造は以下のとおり。

	二人以上社員有限責任会社	一人社員有限責任会社
会社の管理組織機構	社員総会（年1回は開催が必要）、社員総会の会長、社長又は総社長を置く	以下のいずれかの形態をとって管理される a) 会長、社長または総社長 b) 社員総会（回数の規定なし）、社長または総社長

なお、旧会社法では、監査役会、または監査役の設置が義務付けられていたが、改正に伴い新会社法（2020年）では、監査役会や監査役の設置は義務ではなく、任意となっている。

また社員総会における、普通決議・特別決議の要件は以下のとおり。

	二人以上社員有限責任会社	一人社員有限責任会社
決議要件 (普通決議)	出席者持分の65%	出席者の50%を超えた賛成、もしくは出席者が所有する議決票数の50%を超えた賛成が必要
決議要件 (特別決議)	出席者持分の75%	出席者の75%の賛成、もしくは出席者が所有する議決票数の75%の賛成が必要



特別決議の内容	<ul style="list-style-type: none">直近の財政報告書における財産総額50%超の財産の売却定款の修正、補充会社の再編、解散の決定	<ul style="list-style-type: none">定款の修正、補充会社再編定款資本の一部又は全部の譲渡
---------	---	--

1. ベトナムの企業形態

外国企業の会社設立

ベトナムで現地法人を設立する際には、投資登録証明書（Investment Registration Certificate:IRC）及び企業登録証明書（Enterprise Registration Certificate:ERC）の取得が必要となる。

種類	内容
投資登録証明書（IRC） Investment Registration Certificate	外国企業は、ベトナムにおける法人設立に際して投資プロジェクトの登録が必要となり、投資プロジェクトを登録し、投資登録証明書を手に入れる必要となる。また次項の企業登録証明書の申請において、投資登録証明書が必要となる
企業登録証明書（ERC） Enterprise Registration Certificate	IRCで登録された投資プロジェクトについて、実施するための法人を設立するための証明書
ビジネスライセンス Business License	IRC,ERCとは別に、特定の業種については別途ビジネスライセンスの取得が必要となる

1. ベトナムの企業形態

駐在員事務所・支店形態

現地法人の形態として、有限責任会社や株式会社等の企業形態とは別に駐在員事務所や支店を設立することができる。共に法人格は有していない。

①駐在員事務所

駐在員事務所は営業活動を行うことは認められておらず、以下のような限定された活動が認められている

- 1) 連絡
- 2) 事業協力活動の促進
- 3) 市場調査

②支店

支店の活動としては、設立時に許可された活動が認められている

支店の設立は一定の業種に限定して認められており、銀行業、情報産業、法務サービス、保険サービスなどに限られている

2. ベトナム会計の基礎知識

2. ベトナム会計の基礎知識

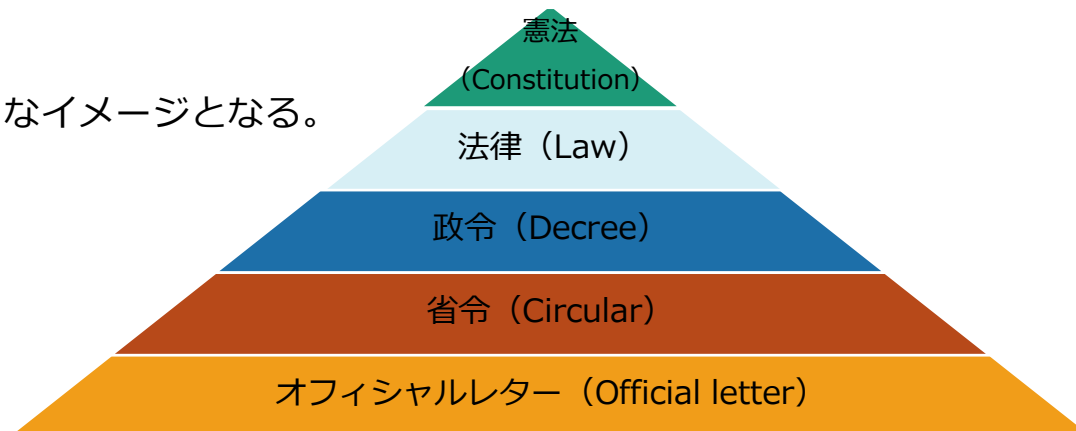
法令の階層構造

ベトナムにおいては、すべての法律が「Constitution (憲法)」に基づき公布される。

国会が「法律 (Law)」を発行し、そちらに基づき、政府が法律の具体的な実施方法を定めるために「Decree (政令)」を発行する。政府から指示を受けた各省庁が、上記法律や政令を実施するための行政手続や内部指針を詳細に示す「Circular (省令)」を制定する。

上記法令等の実施に当たり、特定の項目について、より具体的な指針を求めるための質問を国民から政府へ提出した場合に、政府より書面にて公式回答を得られる場合がある。これを「Official letter (オフィシャルレター)」という。

上記の階層を図で表すと右のようなイメージとなる。



法令については「番号」 - 「発行年」 - 「階層」 - 「発行元」の形で記載される。

例えば：30-2020-TT-BTCは「財務省発行の2020年30番目のCircular」となる。

TTは省令 (Circular) のことを示し、BTCは財務省のことを示す。なお政令 (Decree) はNDと表れる。

2. ベトナム会計の基礎知識

ベトナム会計制度、会計基準（Vietnam Accounting Standard: VAS）の特徴

ベトナム会計制度の主な特徴

①財務諸表

ベトナムにおける財務諸表は以下の4つから構成されている。（株主資本等変動計算書はない）
・貸借対照表（BS） / ・損益計算書（PL） / ・キャッシュ・フロー計算書（CF） / ・財務諸表注記

②決算期

原則的に12月末が決算期末。その他、3月末、6月末、9月末を選択申請することも認められている
なお、設立初年度は最大15カ月の事業年度とすることが可能

③会計監査

外国企業は会計監査人による監査を受ける義務がある

④提出期限

年次財務諸表は、会計期間終了の日から90日以内に提出しなければならない

⑤会計書類

ベトナムでは、企業が使用する勘定科目・勘定コードのみならず、企業が作成する証憑書類や会計帳簿、財務諸表の詳細な様式が特定されているため、原則として従う必要がある
なお、勘定科目・勘定コードについては、財務省が提供する勘定コード表（chart of accounts）がある

⑥チーフアカウント

原則として、チーフアカウントの資格を有する者を採用することが必要

2. ベトナム会計の基礎知識

VASとIFRSの間における主な差異

内容	IFRS	VAS	コメント
収益認識	IFRS15	VAS14	VAS14は、IAS18号と同様の内容となっているため、差異がある
リース	IFRS16	VAS6	VAS6は、IAS17号と同様の内容となっているため、差異がある
のれん	IFRS3,IAS36	VAS11	VASでは、のれんは10年以内で償却することになっているが、IFRSでは償却せず、毎期減損テストを実施する
資産の減損	IAS36	N/A	VAS未発行
金融商品	IFRS9	N/A	VAS未発行
従業員給付	IAS19	N/A	VAS未発行

2. ベトナム会計の基礎知識

ベトナムにおけるIFRS適用のRoad map

財務省は2020年3月16日に、ベトナムでのIFRS適用に関する決定書 Decision345/QD-BTCを発行し、IFRS適用のロードマップを提示

フェーズ	内容（ベトナム会計基準の特徴）
準備フェーズ (2020年～2021年)	ベトナムにおいてIFRSを適用する準備を行う
フェーズ1 (2022年～2025年)	任意適用 連結財務諸表の対象：国際的な金融機関から借入がある国営企業の親会社。上場親会社等 個別財務諸表の対象：親会社が外国企業でIFRS適用の能力を備えた100%外国投資企業
フェーズ2 (2026年以降)	フェーズ1の結果と状況によって 既にIFRSを適用している企業を除き、全ての企業においてベトナム財務報告基準（“VFRS”）の適用が必要。 零細企業向けに個別のガイダンスを用意する予定あり

3. ベトナム税務の基礎知識

3. ベトナム税務の基礎知識

- 3.1 法人税 (CIT: Corporate Income Tax)
- 3.2 付加価値税 (VAT: Value Added Tax)
- 3.3 個人所得税 (PIT: Personal Income Tax)
- 3.4 外国契約者税 (FCT: Foreign Contractor Tax)
- 3.5 移転価格税制 (TP: Transfer Pricing)
- 3.6 関税 (CD: Custom Duty)
- 3.7 特別消費税 (SCT: Special Consumption Tax)

3.1 法人税 (CIT)

法令上の基本ルール

ベトナムにおける法人税 (CIT) の主な特徴としては以下のとおり。

項目	コメント
課税年度	原則として課税年度は暦年（1月から12月）。3月、6月、9月も選択可能 また、新設会社の初年度又は15ヶ月まで認められている
標準税率	20% ベトナムでは様々な優遇税制があり、次スライドの表参照
申告 ・ 納付	①四半期申告・納付 各四半期の翌月末日までに申告・納付しなければならない ②確定申告・納付 決算日後90日以内に、申告・納付を行う必要がある
欠損金の 繰越	欠損金発生から、 5年間繰り越すことが可能 。ただし、当該欠損金は利益が免税期間のものであろうと無かろうと、古い順に発生した利益と即時控除されなければならない
時効	本税・遅延金利の時効は 10年 。罰金（税務手続違反）の時効は 5年 となっている
罰則	①遅延金利：2016年7月以降は、0.03%/日、10.95%/年。それより前の年度では率が高い ②過失（申告書記載誤り等）：更生額の20% ③虚偽申告・脱税：更生額の1倍から3倍までの罰金

※時効及び罰則規定は、法人税 (CIT) だけでなく、個人所得税 (PIT)、付加価値税 (VAT)、外国契約者税 (FCT) などその他の税金においても同様に適用される。

3.1 法人税（CIT）

ベトナムにおける主な優遇税制

条件	優遇法人税率	優遇税率適用期間	免税期間	半税期間
一定の条件下にある工業団地入居企業	-	-	2年間	4年間
社会的・経済的に困難な地域への新規投資	17%	10年間	2年間	4年間
特に社会的・経済的に困難な地域への新規投資	10%	15年間	4年間	9年間
ハイテク・先端技術、特に重要なインフラ及びソフトウェア開発に関する企業 政令111号/2015/ND-CP、通達55号 /2015/TT-BTCにおいて指定された裾野産業 に該当する製造業	10%	15年間	4年間	9年間
ハイテク、先端技術、特に重要なインフラ及びソフトウェア開発に関する企業	10%	最長30年	4年間	9年間

税率の免税期間は、単年度ベースで初めて課税所得が発生した年度から開始。

ただし、課税売上が発生した年度から3年度以内に課税所得の計上が行われない場合は、赤字であっても4年度目から強制的に免税期間が開始される。

3.1 法人税 (CIT)

法人税上の課税所得計算における基本的な項目

項目	内容
課税所得	課税所得=総所得 - 総支出 - 繰越欠損金 (あれば) で計算される 基本的な考え方は日本と同様
損金算入項目	ベトナムの法人税法上、損金算入処理するための要件 ①事業活動に関連して実際に発生した費用である事 ②正規の証憑類があり、立証可能な費用である事 (2,000万VND以上の支出は銀行送金証明書など現金払い以外の証憑が必要)
損金不算入項目	例えば以下のような項目が損金不算入となる ①製品の製造や販売活動のために使用されていない固定資産の減価償却費 ②雇用契約、労働協約もしくは就業規則に明記されていない給与及び賞与 ③標準数値を著しく上回る原価使用量 (原材料、供給品、燃料、電力等) 部分 ④外貨建債権に係る期末為替レートによる換算差額 ⑤寄付金、資本的支出、ゴルフ会員権の購入費用、ゴルフのプレー代 ⑥実際給与の1か月平均額を超える場合の福利厚生費 ⑦銀行送金を経ていない2,000万VNDを超える支出
減価償却費	固定資産・・・耐用年数1年以上かつ各資産の取得価額が3,000万VND以上のもの 減価償却については、耐用年数表に記載されている各分類ごとの年数に従って、通常定額法で減価償却を行う

3.2 付加価値税（VAT）

法令上の基本ルール

ベトナムにおける付加価値税（VAT）の主な特徴としては以下のとおり。

項目	内容
概要	VATは製造・卸売・小売の各取引段階において課税される間接税の一種で、 <u>日本での消費税と概ね同様の性質</u>
標準税率	<u>10%</u> 。ただし対象品目に応じては0%もしくは5%が適用される。次スライドの表参照 また <u>2022年2月から12月の期間については10%ではなく8%が適用（例外あり）</u> となっている
申告 ・ 納付	月次もしくは四半期で申告・納付を実施（ <u>年度末確定申告は不要</u> ） ①月次申告・納付 <u>前年度の売上が500億VND以上、かつ、会社設立後12カ月以降経過している企業が該当</u> <u>翌月20日までに申告・納付</u> ②四半期申告・納付 <u>以下のいずれかに該当する場合</u> <u>1) 前年度の売り上げが500億VND以下、かつ、会社設立後12カ月以降経過している企業</u> <u>2) 設立後12カ月未満の会社が該当</u> <u>各四半期末翌月末日までに申告・納付</u>

3.2 付加価値税 (VAT)

法令上の基本ルール

各税率の対象品目は以下のとおり。

項目	コメント
0%	<ul style="list-style-type: none">・輸出対象品目、輸出加工区内の企業 (EPE) への物品の販売・国際輸送サービス・輸出サービス ベトナム企業から外国企業に対して提供されるサービスについて、 <u>当該サービス輸出がベトナム国内で消費・提供されたものである場合は、10%のVATが課税</u> される。上記条件を満たさないサービス輸出はVAT0%が適用される
5%	水道、教育、農産品、農業サービス、基礎化学品、科学技術サービス、医薬品、医療機器、教育補助、幼児読本、食料品など
10%	標準税率 。上記以外の品目・サービスに適用 (上記のとおりベトナム国内で消費される輸出サービスも10%の課税対象)
非課税取引	<ul style="list-style-type: none">・<u>土地使用権の譲渡</u>・非金融機関 (関係会社等) への支払利息・株式取引・医療サービス、生命保険・公共交通機関 など

※非課税取引と0%課税の違い:非課税も0%課税も、その売上にかかるVATを支払うことがない点で同じであるが以下のような違いがある。

- ・非課税取引：課税対象外であるため、仕入税額控除や還付が適用できない取引
- ・0%課税取引：課税対象取引であるため、仕入税額控除が受けられる取引

3.2 付加価値税 (VAT)

納税額の計算

VATの納税額の計算・控除

項目	コメント
概要	<p>VATの計算方法は控除法と直接法の2つが認められている</p> <ul style="list-style-type: none">・控除法：当月VAT納付額=当月売上VAT-当月仕入VAT・直接法：当月VAT納付額=販売・サービス等の付加価値合計×税率 <p>多くの企業は控除法を採用。ただし、新設会社は原則直接法により申告を行う必要がある</p>
控除	<p>仕入VATとして納税額から控除するための要件は以下の3点が求められている</p> <ul style="list-style-type: none">・事業活動に関連して実際に発生した費用である事・適切な公式インボイス、または外国契約者に代わって国庫に納税した証明・(2,000万VND以上の取引に関する)銀行送金の証明書

※注意点

上記3要件を満たしていたとしても、インボイスへの記載に不備や誤りがあれば、仕入VATとして控除することはできず、また仕入控除を否認されたインボイス取引については、CIT計算上、損金算入も認められない。

そのため、**インボイスの記載に不備や誤りがいないか確認することが重要。**

3.2 付加価値税 (VAT)

VATの還付

仕入VATが売上VATを上回る場合、控除しきれなかった仕入VATについては以下の2つの方法がある。

- ①翌月以降に繰り越して、翌月以降の売上VATから控除する方法（この場合繰越期限はない）
- ②還付申請する（還付申請すると税務調査が入り、還付までに時間がかかる、全額還付されるとは限らない）

VATの還付申請ができるケースは以下のとおり

項目	内容
輸出企業	輸出品の販売もしくは輸出サービスを提供する企業で、当該輸出販売・サービスから発生する <u>仕入控除VATの残額がVND 3億VND以上ある場合</u> <ul style="list-style-type: none">・ 輸出販売・サービスと、国内販売・サービスのVATを適切に別々に管理されている必要があり（できていない場合、輸出売上と国内売上の売上比率で按分）・ <u>輸出売上高の10%を限度</u>
新規企業	新規企業の場合、開業期間における費用（工場或いは店舗の建設工事にかかる費用）に対するVATについては、以下の場合、還付可能となる <ol style="list-style-type: none">1) <u>設立から1年以上経過し、かつ</u>2) <u>控除しきれない仕入VAT金額がVND 3億VND以上の場合、かつ</u>3) <u>ライセンスにおいて登録されている資本金が全額拠出</u>されている場合
会社清算	会社の分離・分割・解散・破産・会社形態の変更・会社の譲渡及び売却を行う場合 控除できない仕入VATが残っている場合は、還付申請することができる

3.3 個人所得税（PIT）

法令上の基本ルール

ベトナムにおける個人所得税（PIT）の主な特徴は以下のとおり。

項目	内容
概要	ベトナムで所得を得る居住者と認定される外国人及びベトナム人は全世界所得を課税対象とし、所得額に応じて税額控除後、累進課税制度が適用される
課税所得	以下の2種類がある ・ 定期所得（賃金、給与、諸手当） ・ 不定期所得（利子、配当、不動産譲渡所得など）
標準税率	(1) 定期所得 全世界所得に対して5%～35%の累進課税（日本は5%-45%の累進課税） なお、非居住者は20% (2) 不定期所得 内容に応じて定まっている率で課税（0.1%-10%） 利子や配当は5%、証券譲渡所得は取引額の0.1%、不動産譲渡所得は取引額の2%等
居住者の定義	以下のいずれかに該当する場合、居住者と定義される。 (該当しない場合は非居住者となる) ・ ベトナム到着日から起算して連続する12か月以内において、合計183日以上ベトナム国に滞在する外国人 ・ ベトナム国内に定常的な居所を有するもの → 恒久的住居（PE）の保有 → 課税年度で183日以上、ホテルを含む住宅賃貸契約を有する滞在者

3.3 個人所得税（PIT）

法令上の基本ルール

ベトナムにおける個人所得税（PIT）の主な特徴としては以下のとおり。

項目	内容
非課税所得	<ul style="list-style-type: none">・ 保険金、年金等の受給・ 法令に定める夜勤及び残業代のうち、通常勤務給超過分、危険手当・ 出張旅費・ 現物支給による食事手当・ 預金利息 など
控除	<ul style="list-style-type: none">○ 所得控除<ul style="list-style-type: none">・ 寄付金控除・ 社会保険料控除○ 人的控除 → 以下の控除があるため、多くのベトナム人は個人所得税がかからない<ul style="list-style-type: none">・ 基礎控除 1100万VND/月・ 扶養控除 440万VND/月
申告・納付	<ul style="list-style-type: none">・ 定期所得の場合<ul style="list-style-type: none">→ ベトナム国内所得は、月次において、翌月20日までに申告・納税→ ベトナム国外所得は、各四半期において、四半期の翌月末までに申告・納税→ 確定申告書は、課税年度の翌年の3月末（赴任初年度は赴任日から365日経過後90日以内）までに税務局へ提出・ 不定期所得の場合<ul style="list-style-type: none">→ 所得が発生した都度、申告・納付が必要

3.3 個人所得税 (PIT)

居住者の定期所得に対する税率

個人所得税額の計算表は以下のとおりとなっている。

Rank	年次平均所得 (VND1,000)		税率 (%)
	超	以下	
1	0	60,000	5%
2	60,000	120,000	10%
3	120,000	216,000	15%
4	216,000	384,000	20%
5	384,000	624,000	25%
6	624,000	960,000	30%
7	960,000		35%

円換算すると

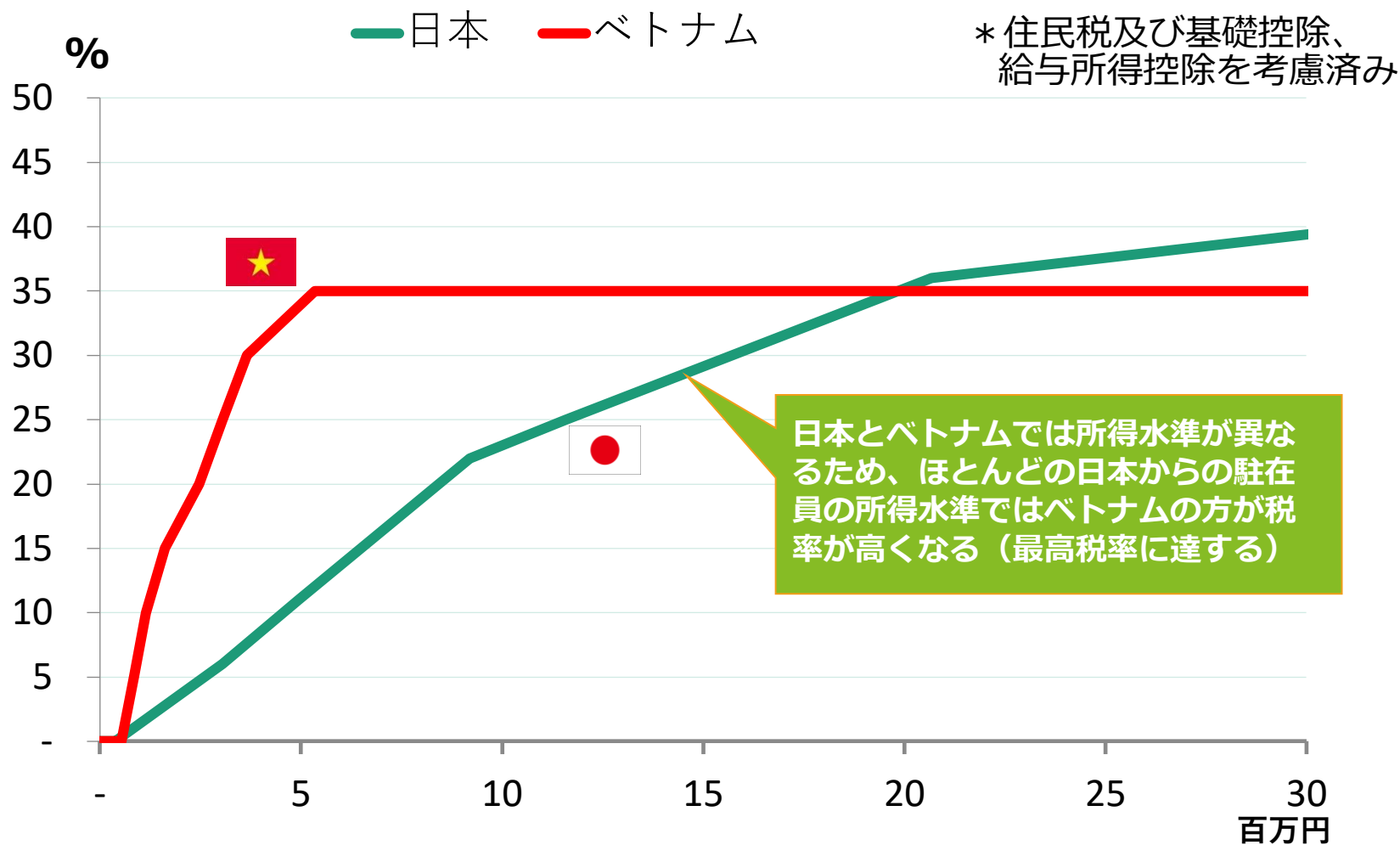


Rank	年次平均所得 (JPY)		税率 (%)
	超	以下	
1	0	333,333	5%
2	333,333	666,666	10%
3	666,666	1,200,000	15%
4	1,200,000	2,133,333	20%
5	2,133,333	3,466,666	25%
6	3,466.666	5,333,333	30%
7	5,333,333		35%

※JPY1円=VND180にて換算

3.3 個人所得税 (PIT)

居住者の、ベトナムと日本の個人所得税の比較



3.3 個人所得税（PIT）

非居住者の、定期所得に対する税率

ベトナムにおける個人所得税の納税額は居住者・非居住者で以下のとおりとなっている。

納税義務者	納税額
居住者	全世界所得に対して5%~35%の累進課税
非居住者	<u>ベトナム源泉所得</u> に対して20%



非居住者のベトナムにおける源泉所得は以下のとおり計算することとなる。

$$\left(\frac{\text{ベトナムでの滞在日数}}{365} \times \text{年間における全世界所得} \right) + \text{その他ベトナム源泉所得}$$



上記のとおり、計算式の中に全世界所得が入っていることから、ベトナム側で給与が支払われていなかったとしても、全世界における給与を基準に課税がなされる点について注意が必要となる

3.4 外国契約者税（FCT）

法令上の基本ルール

ベトナムにおける外国契約者税（FCT）の主な特徴としては以下のとおり。

項目	内容
概要	外国人又は外国法人が、ベトナムに恒久的施設（PE）を有しているか否かに関わらず、ベトナムの個人又は内国法人との間で契約を交わし、ベトナム国内でサービスの提供を行った結果として得られる所得に対して課税される税金のこと。法人税（CIT）と付加価値税（VAT）を複合した税金
特徴	法人税（CIT）と付加価値税（VAT）を複合した税金
申告方法	原則法、ハイブリッド法、みなし法の3種類がある 詳細は別スライドにて説明。 <u>みなし法が一般的である</u>
標準税率	申告方法によって異なっており、以下のとおり <ul style="list-style-type: none">・原則法・・・法人所得税法、及び付加価値税法において規定されている税率が適用される。・ハイブリッド法・・・法人税（CIT）は、みなし法と同様にみなし法人税率が適用。付加価値税（VAT）については、原則法と同様・みなし法・・・サービスの種類に応じて、みなしの法人税率、及びみなしの付加価値税率が規定されている みなしの法人税率、付加価値税率は別スライド参照

3.4 外国契約者税 (FCT)

法令上の基本ルール

FCTの申告・納税方法は以下のとおり。各企業でいずれの方法を採用するか決定できる
(みなし法が一般的)

	原則法		ハイブリッド法		みなし法	
特徴	ベトナム企業と同様にVATとCITを計算して申告・納税する方法		ベトナム企業と同様に、VATを計算して申告・納税するが、法人税は取引額に対して、みなし税率を乗じて計算し、金額受領の都度10日以内に申告納税する方法		VATとCITについて、取引額に対して、みなし税率を乗じて計算し、金額受領の都度10日以内に申告・納付する方法	
適用税率	VAT	0%、5%、または10%	VAT	原則法と同じ	VAT	取引価格に対するみなし税率を適用（次スライド参照）
	CIT	20%	CIT	みなし法と同じ	CIT	
申告・納税	VAT	翌月30日迄	VAT	原則法と同じ	VAT	支払いの発生ごとに発生後10日以内、契約終了45日以内
	CIT	各四半期末30日以内 年度末後90日以内 契約終了後45日以内	CIT	みなし法と同じ	CIT	
登録期日	契約締結後20営業日（どの方法を採用するか登録する必要がある）					
登録義務者	外国契約者		外国契約者		ベトナム現地法人	
申告・納税義務者	外国契約者		外国契約者		ベトナム現地法人	
申告方法	自己申告		自己申告		源泉徴収	

3.4 外国契約者税（FCT）

法令上の基本ルール

外国契約者税（FCT）のみなしVAT、及びのみなしCITの税率は以下の表のとおり。

事業の種類	VAT (%)	CIT (%)
ベトナム国内での物品供給、もしくはベトナム国内において提供されるサービスに関連する物品供給	-	1%
サービス、機械設備のリース、保険サービス	5%	5%
資材等の供給を伴わない建設/据付	5%	2%
資材等の供給を伴う建設/据付	3%	2%
レストラン、カジノ、ホテルの管理サービス	5%	10%
運輸・製造サービス	3%	2%
デリバティブ取引	-	2%
利息収入	-	5%
ロイヤリティ収入（※）	-	10%
その他	2%	2%

※外国企業の商標利用（トレードマーク）のために対価を支払う場合はVAT5%とCIT10%が課される事に注意

3.4 外国契約者税（FCT）

法令上の基本ルール

外国契約者税が課税される典型的な例としては以下のものが挙げられる。

➤ 役務提供あるいは物品の供給に付随するサービスの提供

→機械・設備の購入契約に据付や試運転サービス、性能検査サービスが含まれている場合。

なお、上記のような役務提供を伴わない保証サービスのみがついた機械設備の提供については、2014年以降、外国契約者税の課税対象外となることが明確化されている

➤ 純粋な物品購入契約であっても、商品の引き渡しをベトナム国内で行う場合

→例えば、引き渡しの条件がDDU/DDP等になっており販売先の敷地に到着するまで、当該物品の所有権が外国企業に属している場合

➤ 輸出・輸入の同時取引（On-the-spot export/import取引）

→例えば、外国企業が物品をベトナム企業（A）から購入し、当該物品を別のベトナム企業（B）に販売する際、物流上は、物品がベトナム国内企業（A）から別のベトナム国内企業（B）に直接輸送されるが、商流上は、いったん外国企業を経由することにより国内企業（A）から当該外国企業への輸出と当該外国企業からベトナム企業（B）への輸入が同時に行われるケース

➤ 外国法人がベトナムの保税倉庫で物品を保管し、そのあと保税倉庫搬出時によりベトナム国内で販売するケース

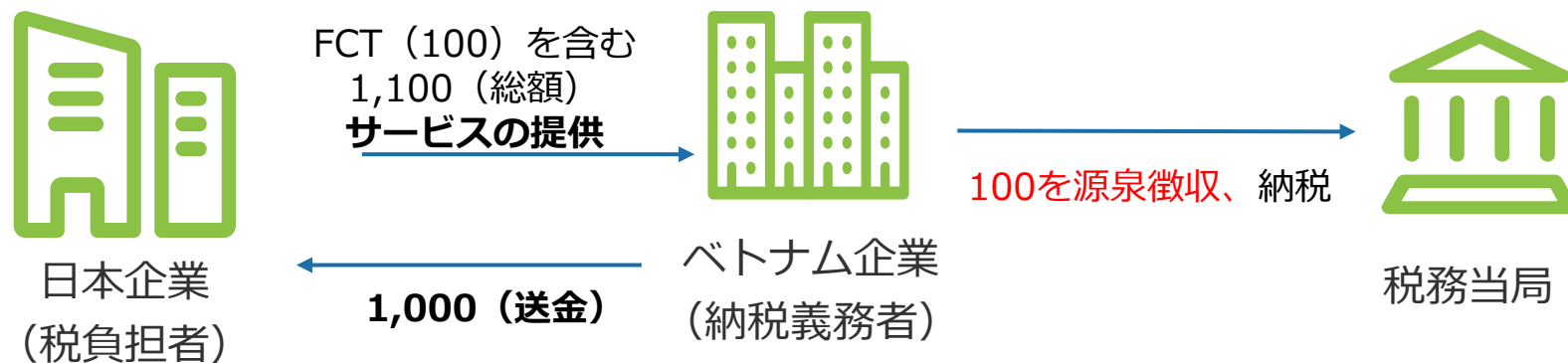
3.4 外国契約者税 (FCT)

具体的なイメージ

(前提)

ベトナム企業が日本企業にロイヤリティー (VAT0%, CIT10%) 1,100 (総額) を支払う場合

- ▶ ベトナム企業がFCT10% (100 = 1,000 × 10%) を源泉徴収し、残額1,000を日本企業に送金
- ▶ ベトナム企業が日本企業に代わって、源泉徴収したFCT (100) を税務当局に納付



3.4 外国契約者税 (FCT)

FCTにおける留意点



➤ 税務調査で申告漏れが発覚するケースが多い

→CITやPITのように月次申告、四半期申告、確定申告といったような定期的な申告、というわけではなく、発生する都度申告・納付が必要となるため税務調査で指摘されて、申告・納税漏れが発覚するケースが多い

➤ 契約締結時において、以下の点に留意する必要がある

- 契約書に税の負担者を明記する
- 契約金額がネットなのかグロスなのかを明記する
- 契約書において複数のサービスが含まれるような場合、各サービスの内訳を記載する

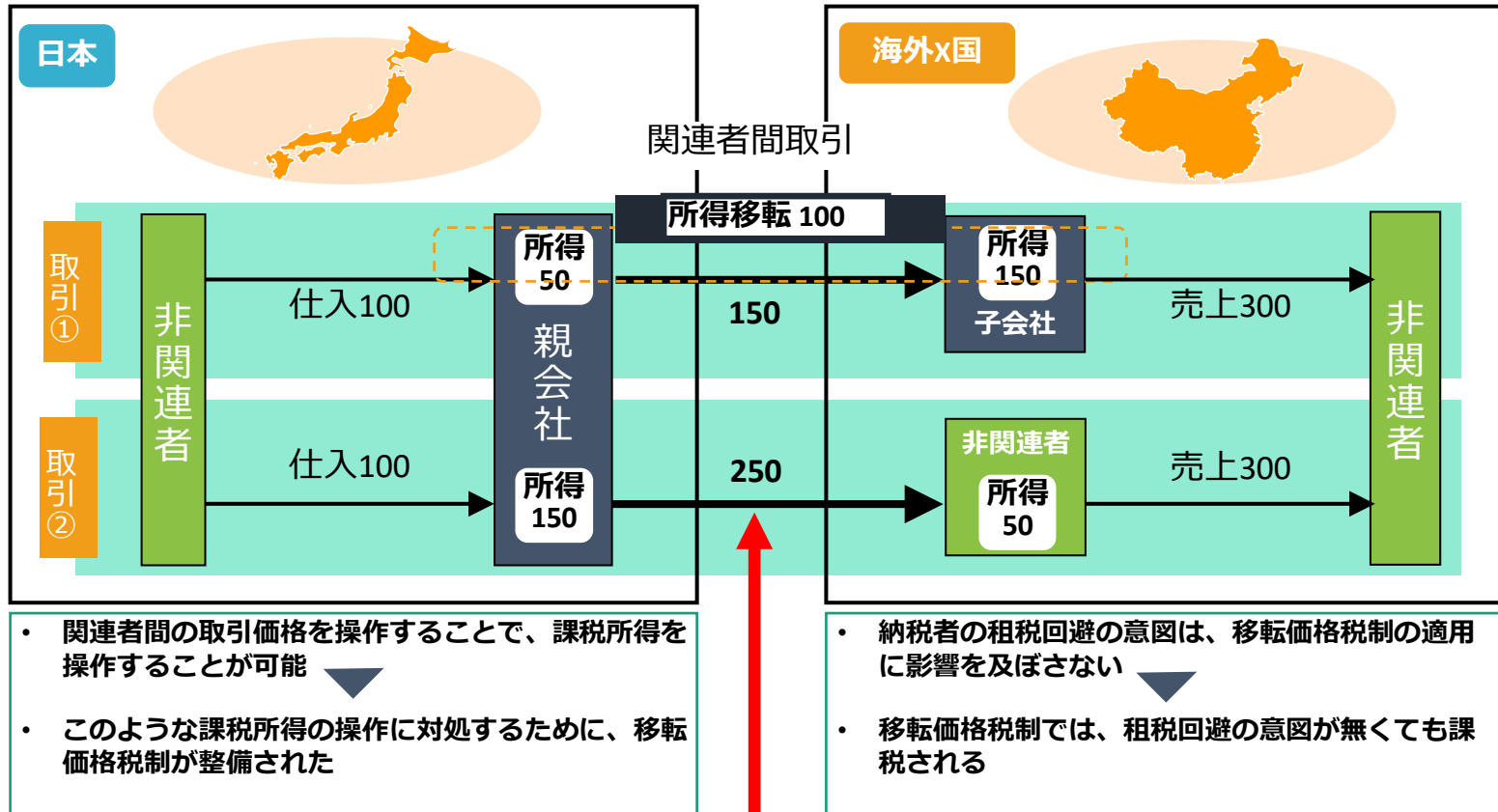
→サービスの内容により税率が異なる。内訳がない場合は、全額に対して最大税率を適用されるリスクあり

3.5 移転価格税制 (TP)

制度の目的

- 移転価格税制とは所得の国外移転の防止を目的とした制度であり、言い換えると各国間の税金の取り合いに関する税制

商流： →



この金額を調整することで
各国での納税額を操作可能

3.5 移転価格税制（TP）

関連法規の推移

時期	法令	内容
2006年1月施行	Circular 117/2005/TT-BTC	移転価格税制の導入
2010年6月6日施行	Circular 66/2010/ TT-BTC	関連者の定義の拡大
2014年2月5日施行	Circular 201/2013/TT-BTC	APA（事前確認制度の導入）
2017年5月1日施行	Decree 20/2017/ND-CP, Circular 41/2017/TT-BTC	移転価格税制の全体的な改正
2020年6月24日施行	Decree 68/2020/ND-CP	支払利息の損金算入限度額の変更
2020年12月20日施行	Decree 132/2020/ND-CP	レンジの下限値引き上げ、支払利子の損金算入限度額の変更など
2020年12月5日施行	Decree126/2020/ND-CP	国内、2国間、多国間のAPA（事前確認制度）における条件等について規定
2021年8月3日施行	Circular 45/2021/TT- BTC	

3.5 移転価格税制 (TP)

関連法規の推移

ベトナムにおける移転価格税制 (TP) の主な特徴は以下のとおり。

項目	内容
概要	移転価格税制とは所得の国外移転の防止を目的とした制度であり、言い換えると各国間の税金の取り合いに関する税制
移転価格文書	<p>移転価格文書には大きく以下の2種類がある</p> <p>1) 関連者間取引の開示フォーム (TPF)</p> <p>➤ 以下の4種類のフォームがあり、每期、法人税申告書に添付・提出が必要となる</p> <ul style="list-style-type: none">・ Form 1 関係会社及び関係会社間取引の情報・ Form 2 ローカルファイル用の必要情報のチェックリスト・ Form 3 マスターファイル用の必要情報のチェックリスト・ Form 4 ベトナム企業が最終親会社にあたる場合のみ必要。日系企業は通常準備不要 <p>2) 移転価格文書 (TPD)</p> <p>➤ 以下の3種類の文書があり、每期、作成し、当局より求められた場合提出する必要がある (上記TPFと違い、毎期の提出は求められていない。ただし、作成・準備に時間がかかるため、まとめて作成するのではなく、每期作成しておくことが重要)</p> <ul style="list-style-type: none">・ ローカルファイル・ マスターファイル・ CbCR (国別報告書) <p>詳細は次スライドで説明</p>

3.5 移転価格税制 (TP)

法令上の基本ルール

移転価格文書 (TPD) の種類

	ローカルファイル	マスターファイル	CbCR
文書の内容	ベトナム現地法人の納税者情報、移転価格算定方法、比較対象会社の分析、関連者間取引の情報、リスク・機能分析等を記載	多国籍企業グループの全体像に関する情報。組織構造、グループ事業概要、グループの全体的な商流・収益源泉、無形資産の内容等について記載	多国籍企業グループの所在地別の企業情報（売上、利益、法人税額、資本金額、事業等）を記載。親会社が当該国の規定によりCbCRの作成義務がある場合、ベトナムでもコピーを準備しておく必要がある。
提出期限	税務調査の際、当局から要請があつてから 10～15営業日以内に提出 税務調査以外で要請があつた場合は、30営業日以内に提出する必要がある →毎期作成し、会社に準備しておく必要あり（要求されない限り、提出は不要） →法人税申告書提出前（90日以内）に準備する		
文書化免除規定	以下のいずれかに該当の場合する場合は作成が免除される。 ①年間売上高が500億VND未満（約2.5億円）、かつ、関連者間取引総額が300億VND未満（約1.5億円）の場合 ②ベトナム子会社が単純な機能を有し、無形資産の開発や使用による収益の計上や費用の発生がなく、年間売上高が2,000億VND未満（約10億円）であり、純売上高に対する営業利益率が以下の利益率を上回る場合 ・販売業：5%、製造業：10%、加工業：15% ③ベトナム法人がAPAにより親会社並びにベトナム法人の所在国の管轄税務局と合意し、APA規定に従い、APA年次報告書を締結している場合		

3.5 移転価格税制 (TP)

法令上の基本ルール

移転価格文書 (TPD) の種類

	ローカルファイル	マスターファイル	CbCR
留意点	<p>最終親会社の連結売上高が1,000億円未満であったとしても、ローカルファイルは前スライドの免除規定に該当しない限り、作成が必要</p> <p>ベトナム語で作成・保管しておく必要がある</p>	<p>最終親会社の連結売上高が1,000億円未満の場合、日本側ではマスターファイルの作成は免除される</p> <p>ただし、ベトナム側の免除規定を満たさない場合は、最終親会社側で作成した上で、ベトナム子会社側で保管しておく必要がある</p> <p>通常マスターファイルは、日本本社側で日本語（及び英語）で作成されているため、ベトナム語に翻訳した上で、保管しておく必要がある</p>	<p>最終親会社の連結売上高が1,000億円未満の場合、日本側でCbCRの作成は免除される</p> <p>最終親会社にCbCRの作成義務がない場合、ベトナム側においても作成は免除される</p>
作成者	ベトナム現地法人	最終親会社	最終親会社
作成期限	<ul style="list-style-type: none">・ 每期作成し、会社に準備しておく必要あり（<u>要求されない限り、提出は不要</u>）・ 上記の3文書を法人税申告書提出前（90日以内）に準備する		

3.5 移転価格税制（TP）

法令上の基本ルール

- 政令20において、ベトナム現地法人が外国企業へ支払う**ロイヤリティ**については、通常のベンチマーク分析とは別に、**個別のベンチマーク分析**が求められている。
- ロイヤリティやコミッションフィーなどの関係会社との一般的な契約とベンチマーキングの要否は以下の通り。

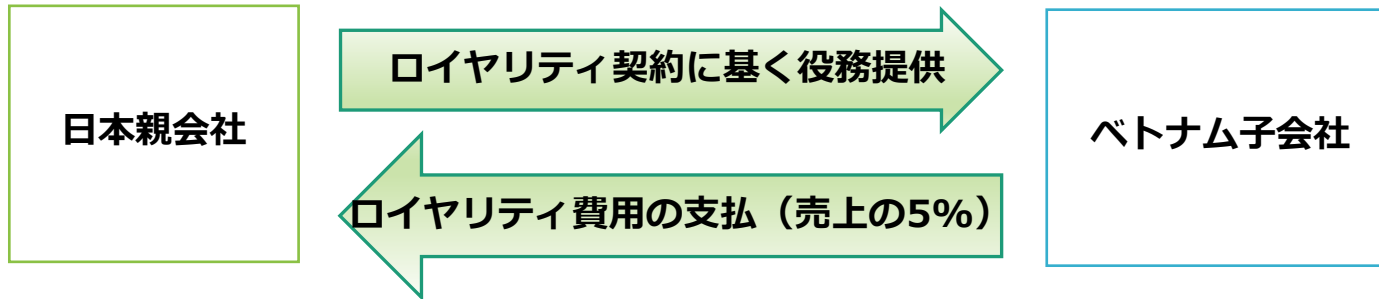
	ロイヤリティ (ノウハウ,ライセンス)	トレードマーク (商標使用料)	その他各種役務提供契約 (テクニカルサポートフィー、 マネジメントフィー等)
ベンチマーク分析の 要否	要	要	否（任意）

Point!

- ロイヤリティやコミッションフィー等の外国企業への支払いについては、通常の移転価格文書はもちろん、上表のような項目ごとにブレイクダウンし、**個別のベンチマーク分析**並びに取引そのものの実在性、ベトナム法人への経済的ベネフィット及び料率の妥当性を立証するための**エビデンスの提示**が要求される。
- 実際の経済的ベネフィットなどは、**確たる定量化やエビデンスの具備が難しい**ものもあるが、それをもって何の根拠も示すことが出来ないと判断された場合、該当するロイヤリティは全額損金算入不可となるケースもあることから、**Best Effortベース**で可能な限りの準備をしておくことが望ましい。

3.5 移転価格税制（TP）

ロイヤリティ費用に関する税務調査上の留意点



Point!

税務当局の視点

1. ベトナム法人に対する経済的ベネフィットの検証（経済合理性の検証）
2. 実在性の検証
3. ロイヤリティー料率の妥当性検証
4. 管轄科学技術局へのロイヤリティー登録（ノウハウやライセンス等）

- **形式要件**の具備
- **実態主義重視**に基づいたエビデンス提示の厳格化
- 上記 **1～4全て**の要件を満たす必要がある（※）
- 上記の視点に基づき、ロイヤリティ費用が損金算入の要件を満たしていないと判断された場合、税務調査対象年度すべてのロイヤリティ費用が否認される恐れがある

実例：X1年～X3年が税務調査対象 平均売上高10億円 ロイヤリティ料率5% ロイヤリティが損金算入の要件を満たしていないと判断された場合：10億円×5%×3カ年分＝**1.5億円分のロイヤリティ費用が損金不算入**となる。これに追徴課税、延滞税を加味すれば、追徴課税3千万円＋加算税 6百万円＋延滞税1.9千万円＝**約5.6千万円**に上る

※ 3は移転価格税制対応に基づき、日本本社で検証済みであることが多いが、法人税対策ではそれだけでは不十分

3.5 移転価格税制 (TP)

技術移転契約の登録の義務化

- ▶ 2018年7月1日より、新技術移転法 第 07/2017/QH14号及び、政令76/2018/ND-CPが適用となり（従前は技術移転法 第80/2006/QH11号が適用）、投資プロジェクト等、外国からベトナム、ベトナムから外国への技術移転に関する契約については、科学技術省当局への**登録が強制**される（従前は任意）
- ▶ 新技術移転法の下では、以下の技術は移転の対象となる。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 専門技術的ノウハウおよび科学技術的ノウハウ• 科学技術計画および過程；技術的解決策、パラメーター、図面、図表；公式、コンピュータソフトウェア、およびデータ情報 | <ul style="list-style-type: none">• 合理的製造および技術改変のための解決策• 上記の対象を伴う機械および装置 |
|--|---|

- ▶ ロイヤリティ、サービス契約と科学技術省への登録要否の関係は以下の通り。

	ロイヤリティ (ノウハウ,ライセンス)	トレードマーク (商標使用料)	その他各種役務提供 契約
科学技術省登録 (技術移転法)	要	否 ※1	否 ※2

※1 親会社による所有権の証明が必要。加えて、知的財産法に基づいた登録が必要になる可能性あり。

※2 各種役務提供が存在する事実と、金額の妥当性を示すエビデンスが必要であり、算定方法について注意が必要。

Point!

- ▶ 仮に登録義務を欠いた場合、税務調査時に当該技術移転法に関連するロイヤリティ費用の**損金算入が否認される**
*現時点で、未登録をもって直ちに損金性を否定する明確なガイダンス等があるわけではないが、税務調査時の実務慣行として損金算入を否認する旨の主張がなされるケースが非常に多い。
- ▶ 従前は税務当局により、契約書に沿った技術移転が実際に行われているか、すなわち取引の存在の有無に焦点が当てられていたが行われていたが、今後は、**管轄科学技術局 (DOST) の専門家**により、技術内容 (**事業における要否、金額の妥当性**) の検証、つまり、従前と比較して**より踏み込んだ検証**が行われることになる。

3.5 移転価格税制 (TP)

移転価格にかかる税務調査に際して注意すべき点

移転価格調査においては、以下の点に注意する必要がある



- 赤字（僅かな黒字）を計上していながら、設備等拡張投資を行っていると調査対象になり易い。→グループでは黒字計上していると思われる。
- 個々の企業グループ内取引の金額だけでなく、ロイヤリティー及びマネジメントフィー等の他の取引を含めたうえでの営業利益率に注意する。
- ロイヤリティー率を変更する場合は、合理的な理由が必要。
- 長期間、税務調査に入られていない会社は要注意。
- 営業利益率が独立企業間価格のレンジより下にある場合は注意。

→近年は、**当レンジ内の中央値を実質的な最低基準とみなす動きもあり**、たとえレンジ内に収まっても中央値以下であれば更生対象となるおそれがある

3.5 移転価格税制（TP）

COVID-19関連費用に関する移転価格税制上の検討事項

- 現在、Covid-19状況下に相当する決算年度の調査は、まだ始まったばかりであり実例は乏しいが、ベトナム税務局はCovid-19関連費用の移転価格税制上における利益率調整には消極的な印象。
（ただしCovid-19関連費用自体は所定要件を満たせば、法人税法上の損金算入は可能とされている）。
- OECDガイダンスの解釈により、Covid-19関連費用の移転価格税制上の調整は可能と考えられる。

Covid-19関連費用を控除する等の利益調整を行う場合は、説明資料、証拠資料等、考え得る根拠を準備し、税務調査の際に合理的な説明ができるよう準備していく事が重要と思われる

Point!（対策一例）

- Covid-19により低利益率に陥った日系企業は公的な形態統計等を参照し自社の売上高減少または経費増加をサポートする準備が望まれる
- Covid-19により一定期間において稼働が急落・停止した期間が数か月に及ぶ場合は、当該期間を分析対象期間から除外するなどの特殊要因分析の準備をすることも検討が望まれる（専門家と相談することをお勧めします）

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

関税とは

貨物輸入時に課税される間接税
輸入申告時に輸入者が支払うもの

特徴

輸入ごとの取引価格に対して課税
企業損益に左右されない
売上原価を構成
新興国では特に高関税

計算方法

関税支払額

=

輸入貨物の価額
(関税評価額)

×

関税率
(HSコードによって決定)

ベトナムの主な輸出入先 (2021年)

(単位: USD)

輸入先		前年比	
1位	中国	1,098億	+30.5%
2位	韓国	561億	+19.7%
3位	日本	226億	+11.3%
4位	台湾	207億	+24.4%
5位	米国	152億	+11.4%

合計では前年
比で+26.5%

輸出先		前年比	
1位	米国	962億	+24.9%
2位	中国	560億	+14.5%
3位	韓国	219億	+14.9%
4位	日本	201億	+4.4%
5位	香港	119億	+14.9%

合計では前年
比で+19.0%

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

HSコードについて

HSコードとは、世界共通で使用されている輸出入品目の分類番号を指し、品目種類ごとに決定されている。

HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約：International Convention on the **H**armonized Commodity Description and Coding **S**ystem）からHSコードと言われる。

→世界各国の関税徴収のための関税率表作成のための輸出入統計品目表を統一するために作成された。

→HS条約の締約国は、自国の関税率表および輸出入統計品目表を作成し運用することが義務づけられている。



同一商品に対しては、世界共通で唯一のHSコードのみが対応すべき



ところが実際は、輸出国と輸入国で適用されるHSコードが異なる、輸入者と税関が主張するHSコードが異なる、税関の担当者ごとにHSコードが異なるというケースが見受けられる。低い関税率のHSコードを適用している場合は、要注意！

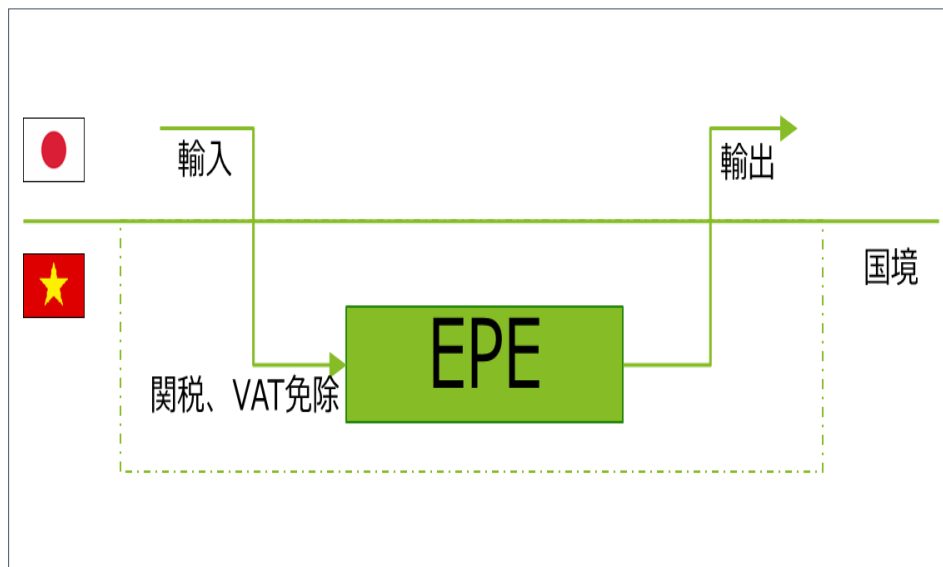
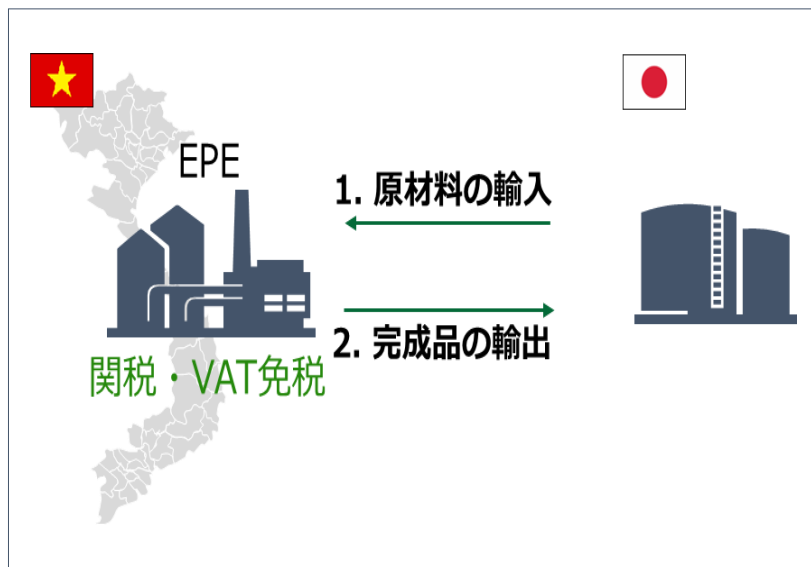
ベトナムの税関のサイトにて関税率の検索可能

<http://www.customs.gov.vn>

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

EPE企業とは

- EPE (Export Processing Enterprise) とは、「輸出加工区内で設立され、操業している企業」または「工業団地内または経済区内で操業し、製品すべてを輸出する企業」をいう。
→ 「輸出用の製品の製造に特化した企業」として、優遇 (関税・VATの免除) が認められている。



留意点

- EPEがベトナム国内に販売した場合は、その時点で関税及びVATが課税される。
- Non-EPEであっても、輸出生産の為の材料の輸入については関税及びVATが免除される。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

EPEとNon-EPEの違い (VATと関税)

EPEとNon-EPEとで、輸入材料（輸出生産用）と輸入設備（固定資産として利用）に対する、VATと関税の取扱いは、以下のとおり。

	EPE		Non-EPE	
	VAT	関税	VAT	関税
輸入材料 (輸出生産用)	対象外	対象外	対象外	対象外
輸入設備 (固定資産利 用)	対象外	対象外	対象 10%	対象外 ただし、工業団地のプロジェクトに関するもので、リストを提出し登録が必要

留意点

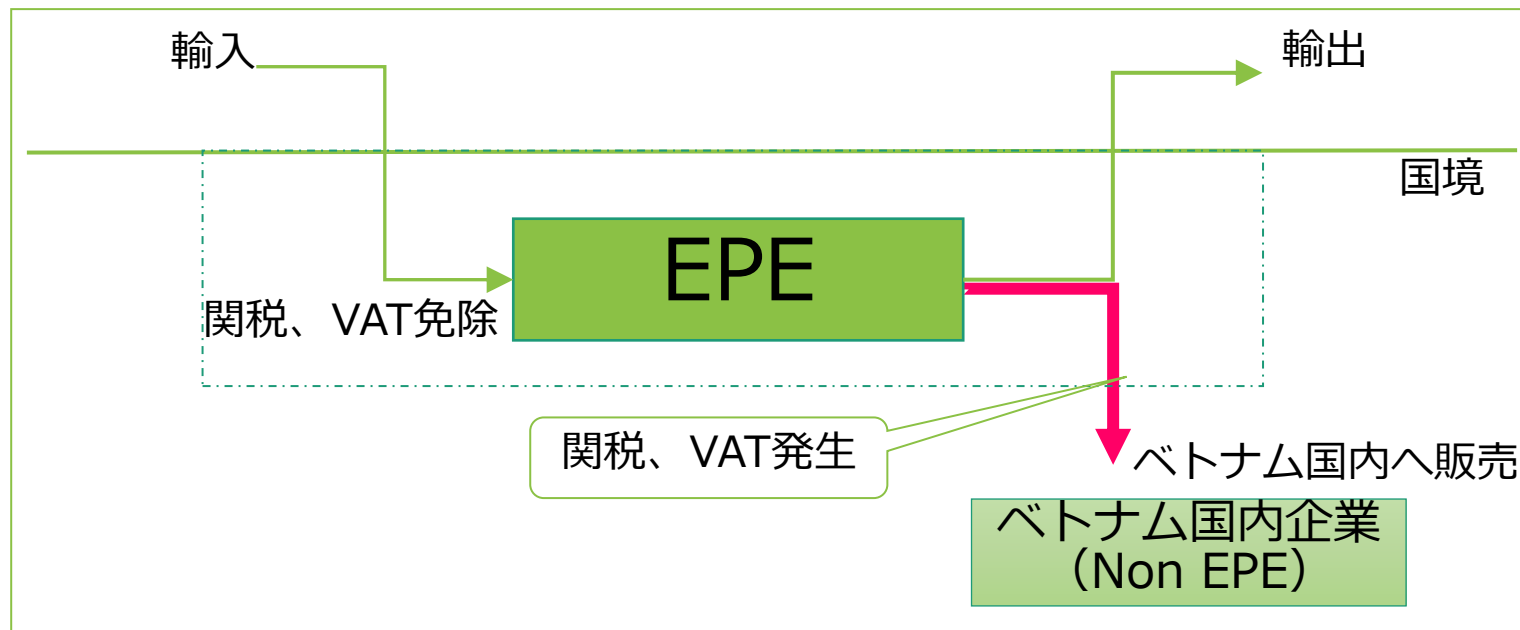
- EPEがベトナム国内に販売した場合は、その時点で関税及びVATが課税される
- EPE及びNon-EPEがトレーディング（生産せずに販売）を行った場合は、関税及びVATが課税される。

→EPEの関税及びVATの免除、Non-EPEの輸入材料に関する関税及びVATの免除は、製造輸出の場合に限られる。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

EPEの国内販売に対する上限規制

EPEがベトナム国内に販売する際に上限規制はあるのか？



以前から、EPEのベトナム国内への販売は認められる（関税及びVATは発生する）ものの、一定の制限があるものと考えられてきた。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

EPEの国内販売に対する上限規制

2018年10月29日発行のオフィシャルレター (OL13245/BTC-TCDN) によると、Non EPEのサムスン電子グループの会社がEPEに変更しようとした際に、売上のうちの輸出比率が75%であり、EPEの条件を満たさないとして、EPEへの変更を却下されている。



- ▶ すなわち、Non EPEからEPEへのステータス変更の際、ベトナム国内への販売割合が25%の場合EPEの条件を満たさないと読み取れる。



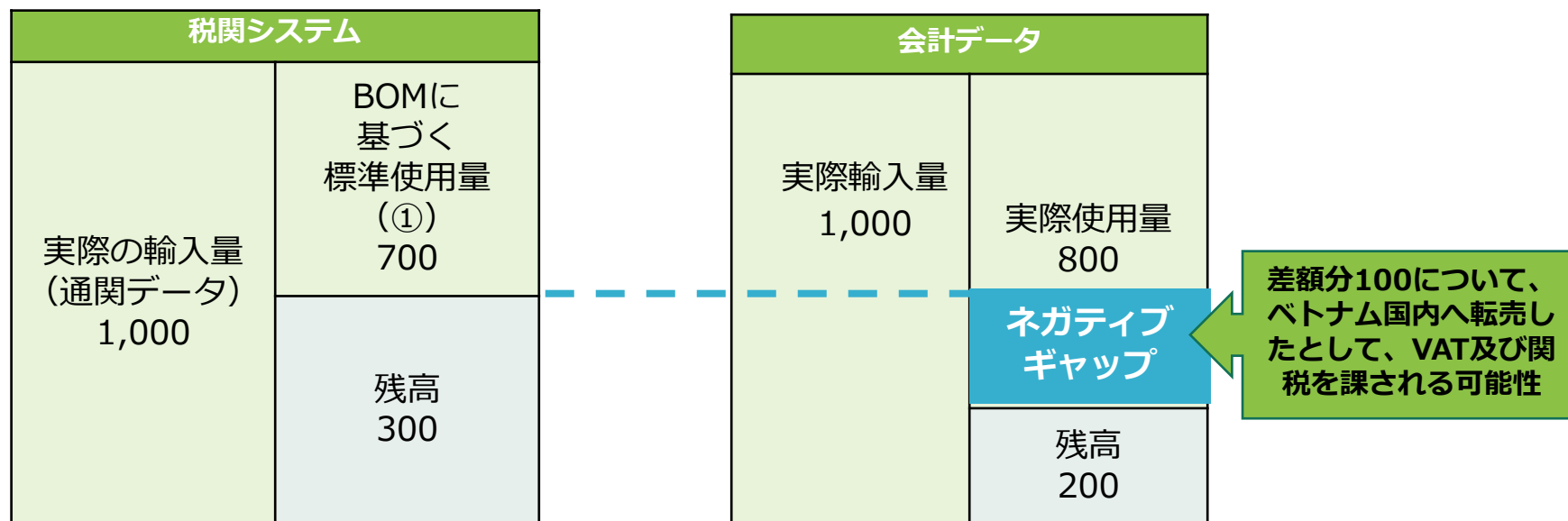
- ▶ 今後、既存のEPE (特に25%以上のベトナム国内への販売を行っている会社) にも影響を及ぼす可能性があるので、要注意。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

BOM (Bill of Materials) に関する問題点

BOM (Bill of Materials) とは、製品を製造するために使用する原材料の標準消費量である。

在庫差異は、税関当局が把握する標準消費量を元に計算された在庫残高と、会社の会計データ上の在庫残高の差額である。



① 標準使用量 = 製品輸出量 × BOM (原材料)

例 700 = 1,400 × 0.5

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関監査への対応策

- 在庫差異、すなわちBOM（標準消費量）、ロス率と帳簿在庫との不整合が発生しないよう配慮する。
 - 定期的にBOM、ロス率を見直す仕組みを社内で確立する。
 - すなわち、生産部門で把握しているデータと帳簿在庫との整合性を確認し、差異が発生している場合は、BOM, ロス率を実績値に置き換えるという手順（仕組み）を社内手続きとして確立する。

時期別	対応策
過年度分（2014年以前分）	在庫差異の金額が大きい場合は、税関当局に提出した予定BOMを訂正する
過年度分（2015年以降2018年以前分）	社内で管理している実績BOMを確認し、誤りがあれば修正しておく
2018年以降分	既に提出した実績BOMを再確認し、誤りがあれば修正しておく

※ 税関監査では5年分遡る可能性がある事に注意

管理部門のみならず、資材部門やロジスティクス部門、製造部門との連携、及び管理意識の共有が重要となる。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

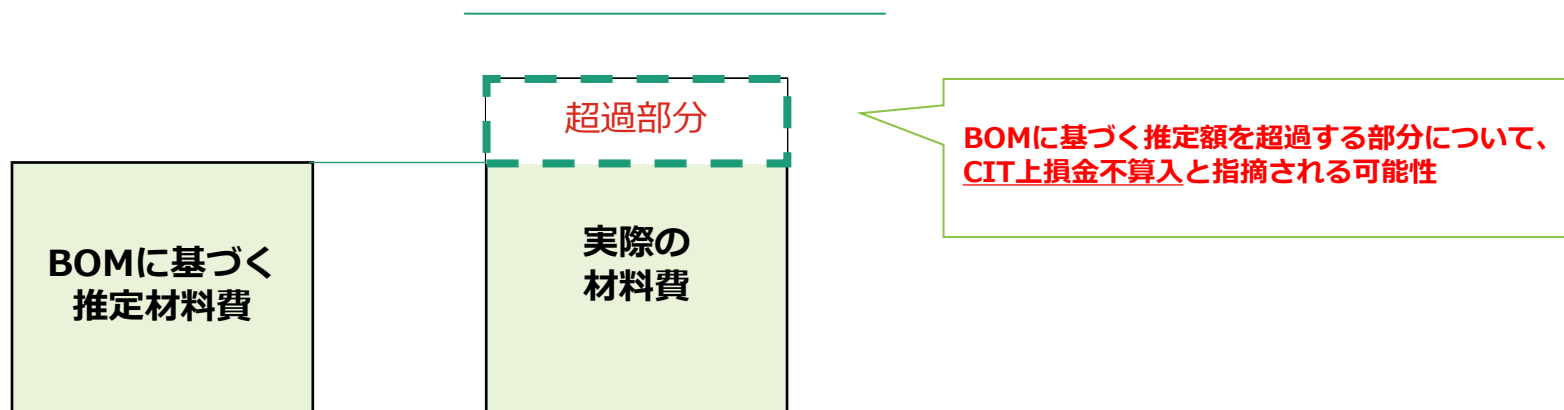
CITへの影響

オフィシャルレター3720/TCT-CS (GDT, 2018年10月1日付発行)

もし税務当局が、企業が実際の消費レベルと一致しない材料費を報告していることを発見した場合、税務当局は税関事後調査の結論を利用することができる。

また、税関当局に提出された材料毎の標準消費量 (BOM) は税金を考える基礎とされる。

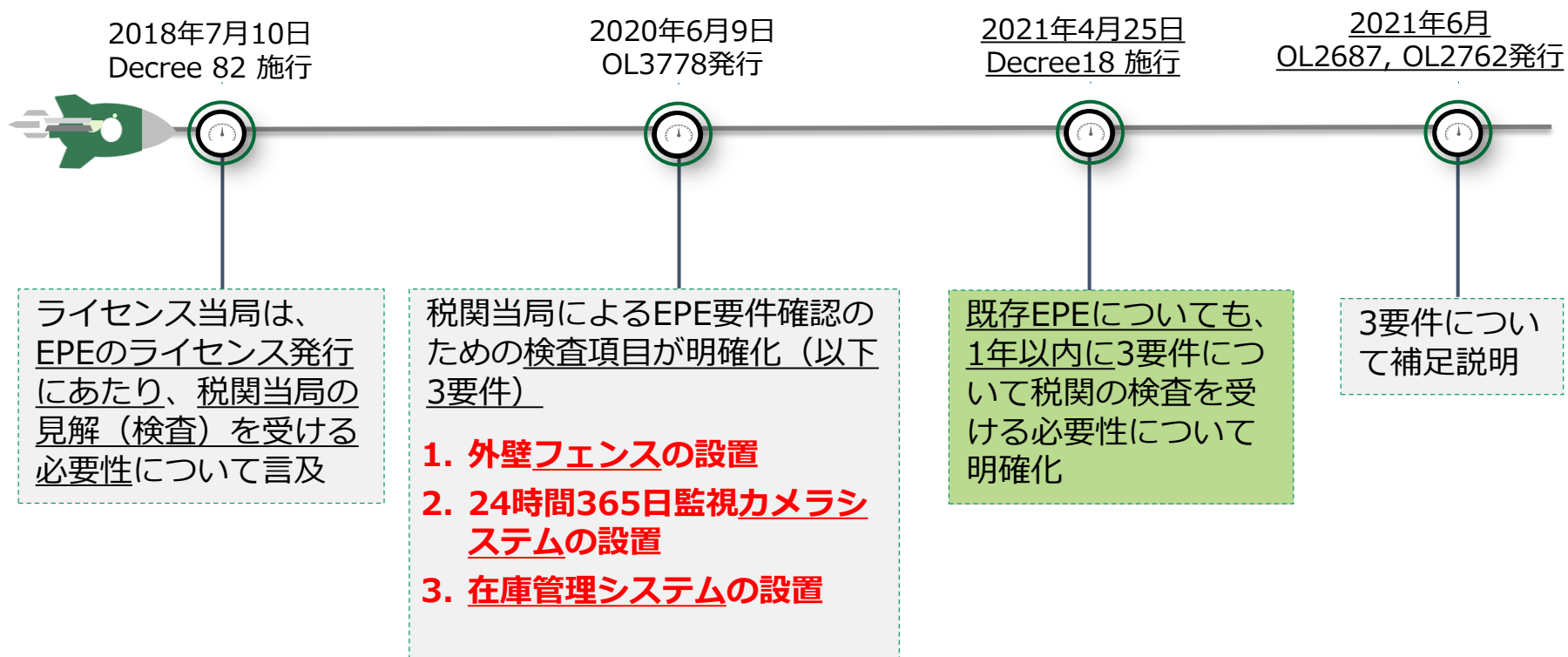
税関による事後調査でBOMの指摘を受けた場合、CITの税務調査においても、税関からの指摘を基に追徴が発生する可能性がある事に注意が必要。



3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関当局がEPEに要求する3要件 (概要)

2018年7月のDecree82により新規設立のEPEについてライセンス発行時に税関当局の見解が必要となった。その後、2021年4月のDecree18により、既存の全てのEPEについても、1年以内に3要件について税関の検査を受け、承認を受ける必要があることが明確となった。



3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関当局がEPEに要求する3要件 (3要件の図式化)

(監視カメラの設置場所のイメージ)

カメラが**必要**と思われる箇所

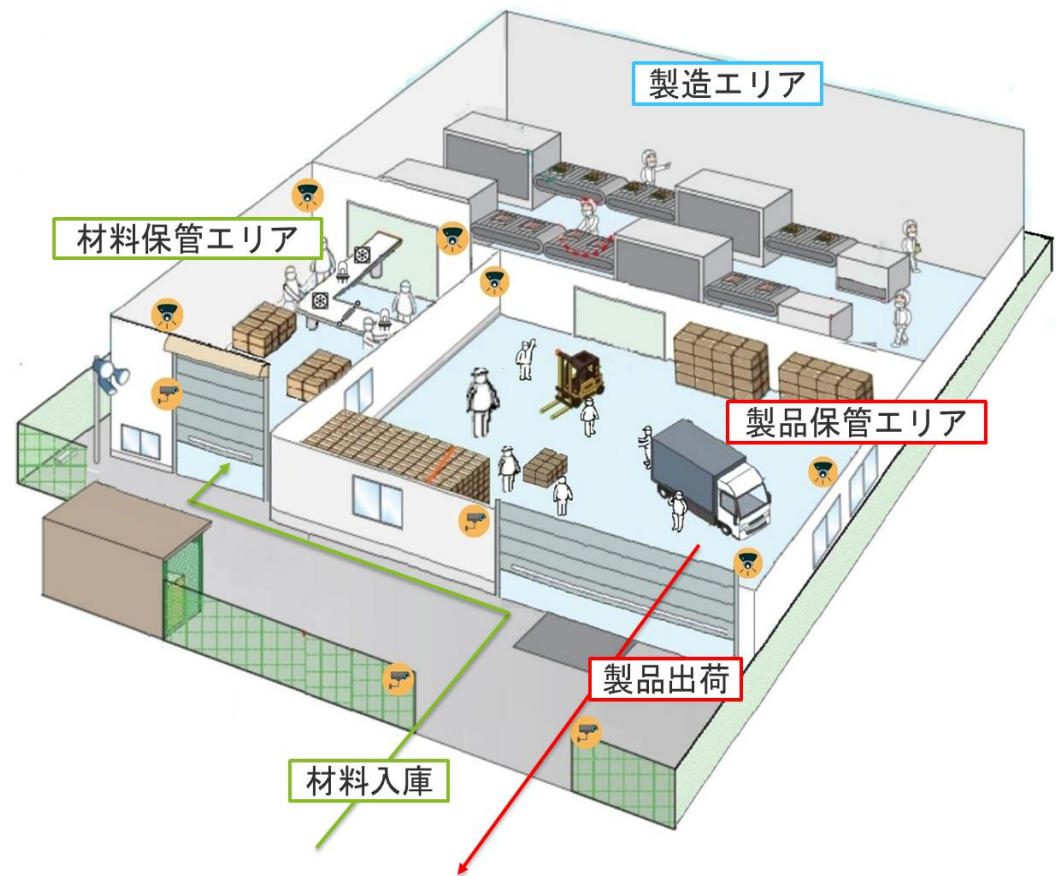
- ・ 材料、製品等在庫の保管エリア
- ・ 出入口 (材料搬入口、製品出荷)
- ・ 屋外ヤード等の非関税領域
- ・ 非課税商品を保管する倉庫

設置**不要**と思われる箇所

- ・ 製造エリア
- ・ 食堂・事務所



監視カメラ



2022年3月2日付で税関当局より決定書No.247/QD-TCHQが発行され、3要件のうち、監視カメラの設置場所監視対象、監視カメラシステムの技術要件、障害があった場合の取り扱い等について記載されている。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関当局がEPEに要求する3要件

既存のEPEが実施しなければならない事 (重要)

EPEが税関に提出することが求められているファイナリゼーションレポートの内容は以下のとおり。

サーキュラー	リキレーションデータ BOM (標準消費量)、ロス率等	在庫 (バランス) データ (原材料の受入・払出・残存の報告)
39/2018/TT-BTC (2018年6月5日施行)	以下のどちらかを選択可能 ①電子申告システムを通じて直接、実績のデータを報告 → 多くの会社が選択 ②紙ベースで実績BOMを期末後90日以内に提出→Form 16	以下のどちらかを選択可能 ①電子申告システムを通じて直接、実績のデータを報告 → 多くの会社が選択 ②紙ベースで期末日後90日以内に提出→Form 15 (紙ベース)
	※将来的には、会社の生産管理システムを税関の電子通関システムに直接接続 (リアルタイム) する事が予定されている (試験運用中)	

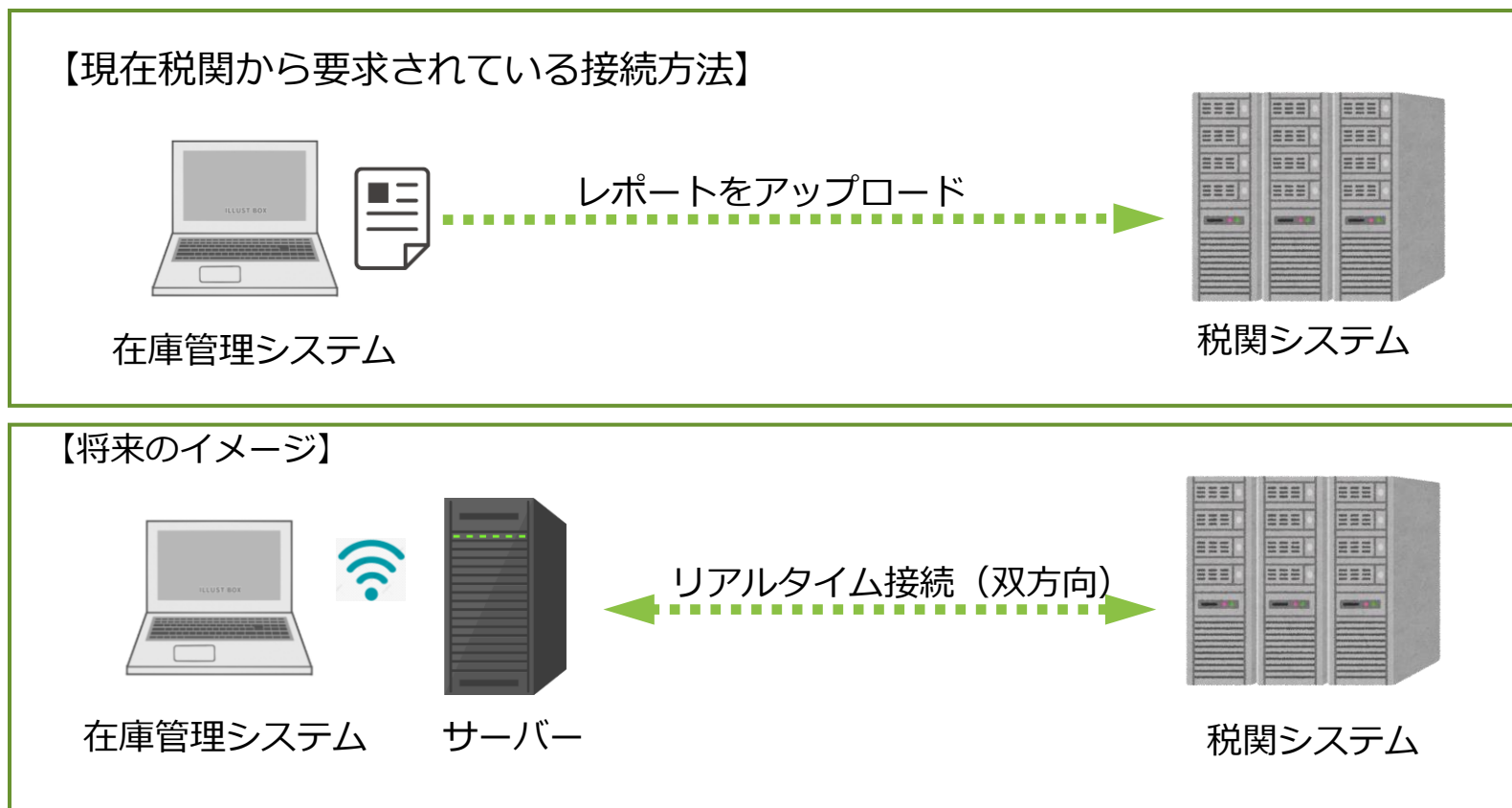
(良くある質問)

- ・在庫管理システムを使用せず、表計算ソフト (Excel) を利用する事は可能か？
- ・現時点で税関システムへの接続が必要か？

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関当局がEPEに要求する3要件

在庫管理システム



3.7 特別消費税（SCT）

特定の物品またはサービスの提供について、一定の税率を課すもの。主な項目は以下の通り

品目	税率	品目	税率
たばこ	75%	自動車（9席以下）	35%～150%
酒（20度以上）	65%	自動車（10席～15席）	15%
酒（20度未満）	35%	自動車（16席～23席）	10%
ビール	65%	電気自動車	5%～15%
マッサージ、カラオケ	30%	キャンピングカー	75%
賭け事	30%	オートバイ（125cc以上）	20%
カジノ、 賞品付き電子ゲーム	35%	航空機	30%
ゴルフ	20%	ヨット	30%
トランプ	40%	ガソリン	7%～10%
供物、奉納用品	70%	エアコン（90,000BTU以下）	10%
ディスコ	40%	宝くじ	15%

第二章 労働者に関する規定アップデート

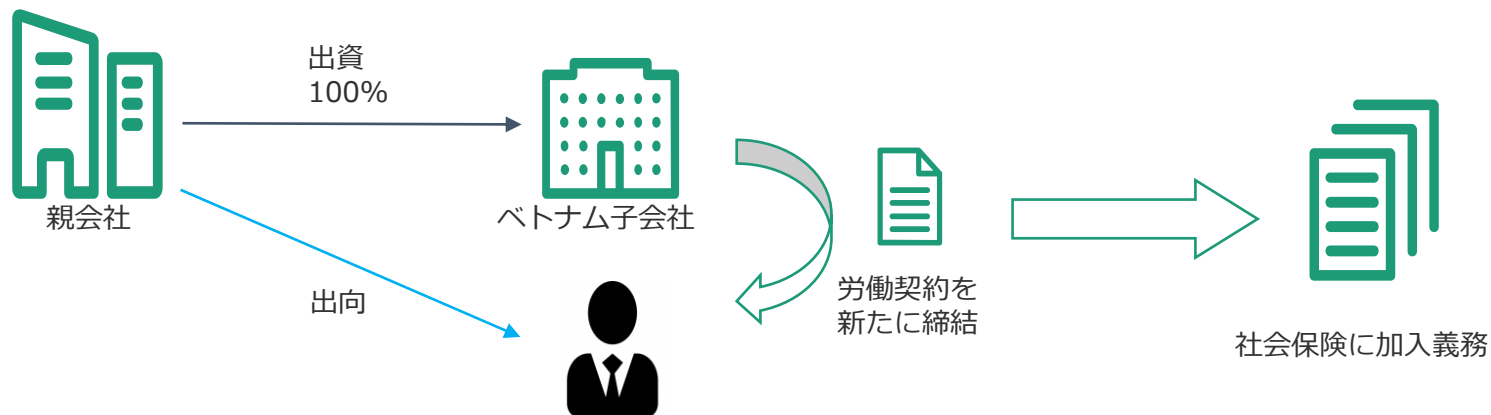
- 1 外国人の社会保険の加入義務
- 2 最低賃金の改定
- 3 有給休暇の買取
- 4 残業時間規制
- 5 派遣労働者の使用



1. 外国人の社会保険の加入義務

出向者の社会保険加入の問題

以前から税務調査が入った際に、税務当局側から、ベトナムの子会社と出向者との間で労働契約がないことを理由に、出向者の給与と賞与のCITの損金算入を否認され、急いでベトナムの子会社と出向者との間で労働契約を取り交わし、その結果、出向者が社会保険に加入しなければならなくなるケースが散見された。



そこで、以下についてのレギュレーションを確認

- ①出向者は、そもそも社会保険に加入する必要があるか？
- ②法人税法上、労働契約がなくとも出向者の給与を損金算入できるか？

1. 外国人の社会保険の加入義務

社会保険法上の規定（出向者の加入義務）

① 出向者は社会保険に加入する必要があるか？

政令143/2018/ND-CP（2018年10月15日）によると、

労働許可書を有し、1年以上労働契約がある場合は社会保険の対象であるが、**企業内異動の場合は、免除される**という記載があり、企業内異動の定義については政令11/2016/ND-CP（2016年2月3日）を参照している。



政令11/2016/ND-CP（2016年2月3日）によると、

企業内異動とは、外国の会社の管理者等が、ベトナムに**ビジネス上の拠点を設立してそこに出向**している事とされており、異動元で12か月以上雇用された事を条件としている。

よって労働許可書及び労働契約がある出向者は加入義務があるが、ベトナム子会社への出資者からの出向者については、社会保険の加入が免除されている。

実務上は、IRC（投資登録証明書）上の投資家として記載されている会社からの出向者については社会保険が免除されると考えられる。

1. 外国人の社会保険の加入義務

法人税法上の規定（出向者の給与・賞与の損金算入要件）

② 法人税法上、労働契約がなくとも出向者の給与を損金算入できるか？

Circular 96/2015/TT-BTC（2015年6月22日）によると、給与・賞与を損金に算入できない例として、**労働契約書**、**労働合意書**、**会社ポリシー**に給与等金額が具体的に記載されていないケースという記載あり。→労働契約書がないと、損金算入不可と解される

→ 税務調査でベトナム法人と労働契約書が締結されていない事を理由に追徴課税を受けた事例あり

特定の企業に宛てたホーチミン税務局のOL13329/CT-TTHT（2019年11月11日付）によると、出向者の給与について法人税法上の損金算入要件を満たすには、**アサインメントレターの中で**、出向者と雇用者（ベトナム現地法人）との間で、**ベトナム勤務時の出向者の権利と義務（給与等）を明記すること**とされている。

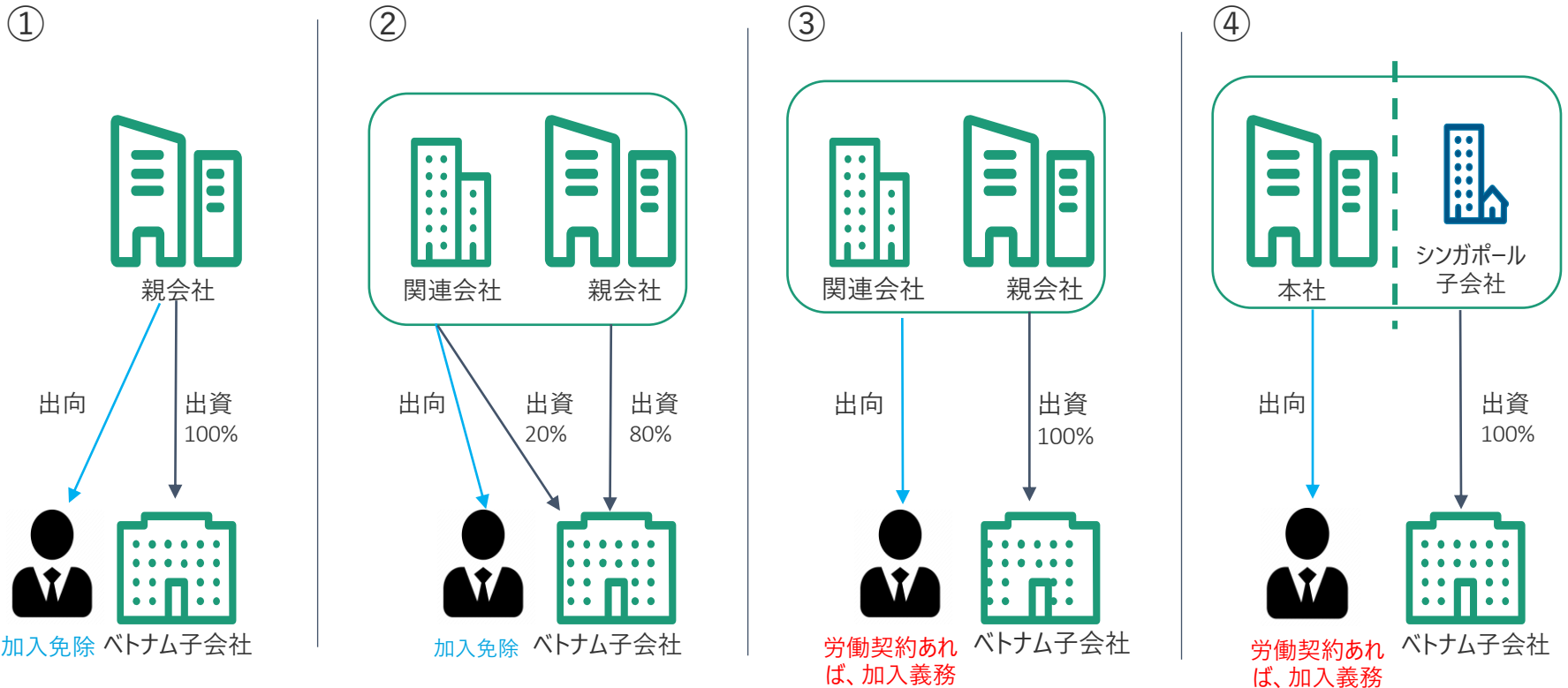
→ある外資系企業において、アサインメントレターに給与等の詳細の内容を記載しておらず、過去にさかのぼって数億円の給与を損金不算入とされた事例あり。

労働契約に代えて、アサインメントレターに給与・賞与等（手当等を含めた条件）を記載しておけば足りると解することもできる。ただし、特定企業に宛てたOLによっているため、取扱いには注意が必要

1. 外国人の社会保険の加入義務

グループ会社からの出向パターン別の社会保険加入の要否

グループ会社からの出向のパターンは大きく分けると、①親会社からの出向、②関連会社（出資元）からの出向、③関連会社（非出資元）からの出向、④本社（非出資元）からの出向があり、③、④の場合は、出資者からの出向にあたらなため、労働契約があれば、社会保険への加入義務が発生する。



1. 外国人の社会保険の加入義務

グループ会社からの出向パターン別の社会保険加入の要否

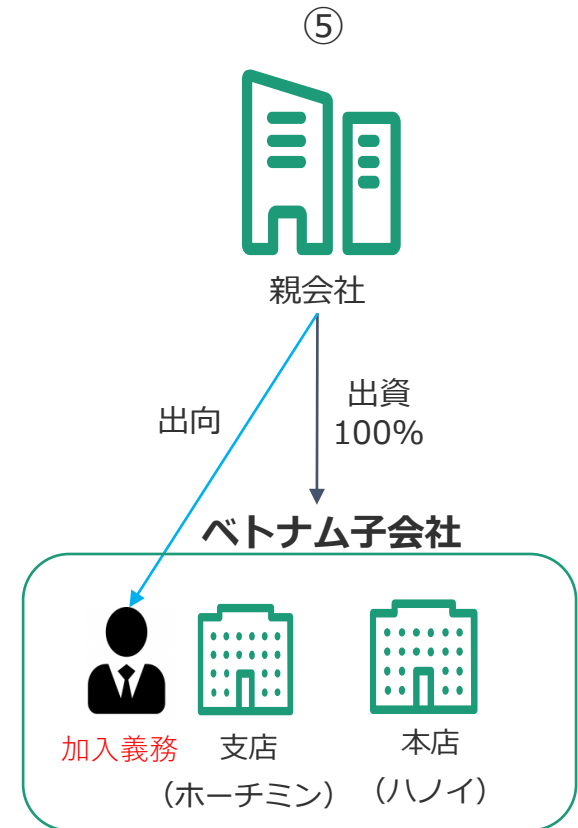
(支店へ出向しているケース)

- ベトナム国内に本店（ハノイ）、支店（ホーチミン）があり、日本親会社から支店（ホーチミン）へ出向しているケース

ワークパーミットの取得の際に、企業内異動として認められず、やむを得ず労働契約書を締結することになり、社会保険への加入が強制されるというケースが多く見受けられる。

→ 出資者である親会社からの出向者であれば、本来社会保険の加入は免除されているはずである。

→ 帰任時（帰国時）に還付手続を行う事もレギュレーション上可能。



1. 外国人の社会保険の加入義務

社会保険・健康保険・失業保険の料率について

外国人労働者の社会保険・健康保険・失業保険の納付・加入義務についての取扱いは以下のとおり

該当者		書類			社会保険	健康保険	失業保険
		労働契約書	アサインメントレター	労働許可証			
出向者	内部異動（出資者（※1）からの出向者）	○/×（※2）	○	○	不要	不要	不要
	上記以外	○（※3）	○（※3）	○	必要	必要	不要
		×	○	○	不要	不要	不要
現地採用の外国人労働者		○	×	○	必要	必要	不要

- ※1 出資者とは実務上、**IRC（投資登録証明書）**において記載されている出資者であることが必要。
- ※2 ※1でいう出資者からの出向の場合は、労働契約書の有無にかかわらず、社会保険・健康保険の加入義務はない。
- ※3 アサインメントレターに、給与等の条件についての詳細の記載があれば労働契約書は不要と考えられる。ただし、労働局から労働契約書の締結を求められるケースがあるので要注意。

1. 外国人の社会保険の加入義務

社会保険・健康保険等の加入義務（出向形態別）

外国人労働者の社会保険・健康保険・失業保険の納付・加入義務についての取扱いは以下のとおり

保険	内容	会社負担分	個人負担分	合計	上限
社会 保険	疾病・妊娠出産	3.0%	0.0%	3.0%	公務員に適用される一 般最低賃金の20倍
	労働災害、職業病	0.5%※1	0.0%	0.5%	
	退職年金・遺族給付金 (2022年1月以降)	14.0%	8.0%	22.0%	
健康保険		3.0%	1.5%	4.5%	同上
失業保険 ※2		1.0%	1.0%	2.0%	地域別最低賃金の 20倍

※1 Covid-19に関連して、2021年7月1日付の議決No. 68/NQ-CPにより

労働災害保険基金に拠出する事業主に対して、会社負担分の0.5%を、**2021年7月1日から2022年6月30日までの間、0%とされていた**

※2 外国人労働者は加入義務なし

1. 外国人の社会保険の加入義務

社会保険協定の状況

海外出向者における社会保険への二重加入の問題

→ベトナムへの出向者について、ベトナムにおける社会保険への加入が義務化された場合、本国とベトナム双方において社会保険に加入することになるため、社会保険料を**二重**に支払うことになる。

上記を避けるために、ベトナムと諸外国間において、社会保険協定を締結し、社会保険料の2重払いを避けようとする動きがある。










2021年12月において、ベトナムと韓国との間で、社会保険協定が締結された
なお、日本との協定については、予備協議中となっている。（次スライド参照）

1. 外国人の社会保険の加入義務

日本の社会保障協定締結国（2022年6月時点） 厚生労働省のサイトより

(1) 発効済 22か国

	ドイツ	2000年 2月発効
	英国	2001年 2月発効
	大韓民国	2005年 4月発効
	アメリカ	2005年 10月発効
	ベルギー	2007年 1月発効
	フランス	2007年 6月発効
	カナダ	2008年 3月発効
	オーストラリア	2009年 1月発効
	オランダ	2009年 3月発効
	チェコ	2009年 6月発効(※)
	スペイン	2010年 12月発効
	アイルランド	2010年 12月発効
	ブラジル	2012年 3月発効
	スイス	2012年 3月発効
	ハンガリー	2014年 1月発効


	インド	2016年 10月発効
	ルクセンブルク	2017年 8月発効
	フィリピン	2018年 8月発効
	スロバキア	2019年 7月発効
	中国	2019年 9月発効
	フィンランド	2022年 2月発効
	スウェーデン	2022年 6月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

(2) 署名済 1か国

	イタリア	2009年 2月署名
---	------	------------

(3) 政府間交渉中 1か国

	トルコ	2022年 5月 第7回政府間交渉実施
---	-----	------------------------

(4) 予備協議中等 4か国

	オーストリア
	ベトナム
	タイ
	ポーランド

2. 最低賃金の改定

2022年6月12日、労働契約に基づいて勤務している従業員に適用される最低賃金について規定する政令38が承認され、2022年7月1日から引き上げとなった（2020年1月から2年半据置されていた）

❖ 地域別最低賃金

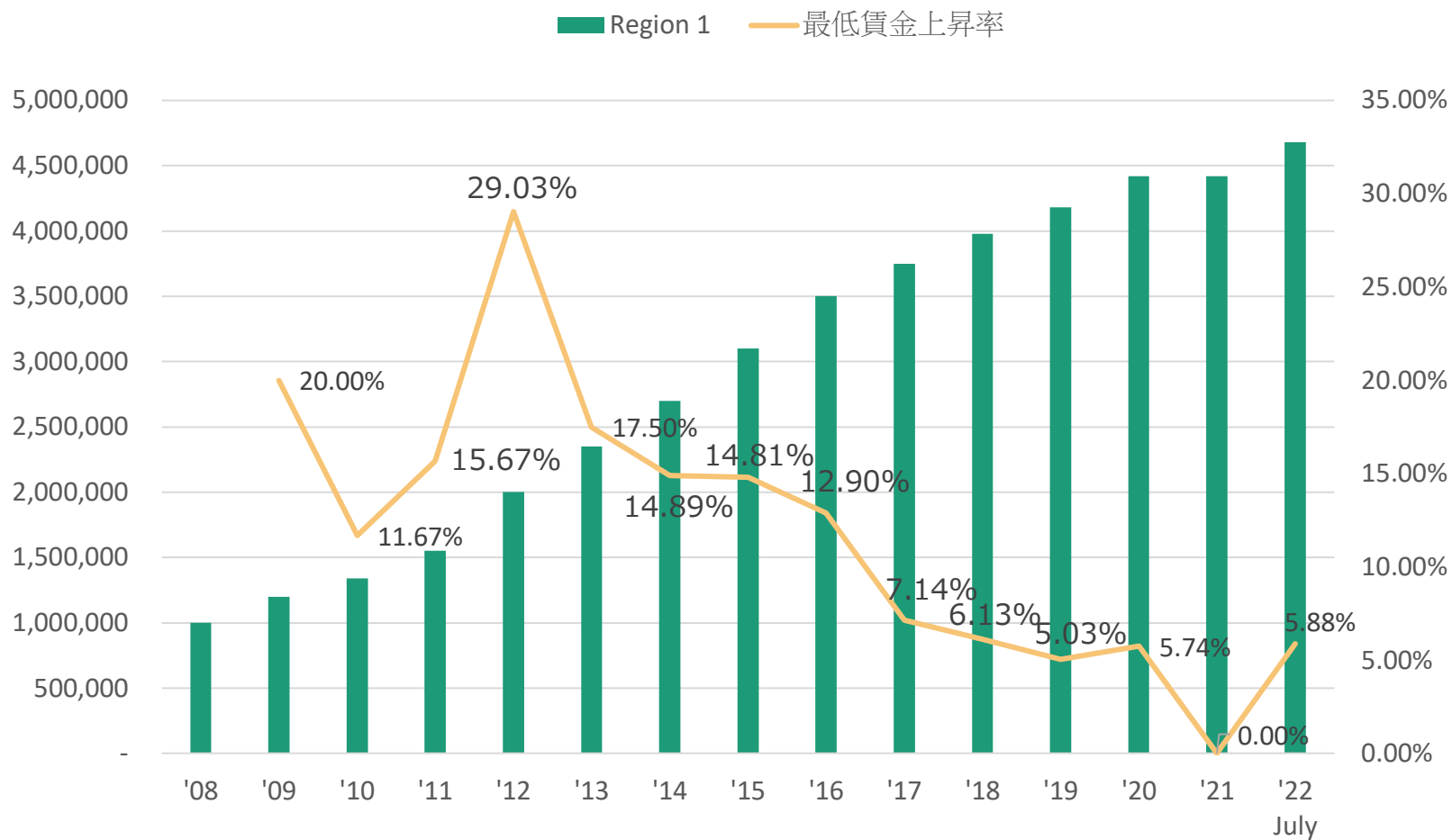
地域 (Decree 38/2022/ND-CP)	改定前（2020年1月より）	2022年7月1日より	上昇率
Region1（ハノイ市・ホーチミン市・ハイフォン市・ビンズン省・ドンナイ省の都市部等）	VND 4,420,000	VND 4,680,000	5.9%
Region2（ハノイ市・ホーチミン市の郊外、ダナン市、バクニン省等）	VND 3,920,000	VND 4,160,000	6.1%
Region3（ハナム省、ロンアン省等）	VND 3,430,000	VND 3,640,000	6.1%
Region4（その他）	VND 3,070,000	VND 3,250,000	5.9%

❖ 最低基本賃金（公務員）

現在 (Decree38/2019/ND-CP)
VND 1,490,000

2. 最低賃金の改定

最低賃金及び最低賃金上昇率の推移 (Region 1)



2. 最低賃金の改定

2023年に再度改定となる可能性

2022年度の地域別最低賃金“案”

ベトナム国家賃金審査会が4月12日に政府に提出した案では、今回改定された最低賃金は、2023年12月31日まで適用されるとされていた。

その後の政令38では、2023年12月31日までの適用、という部分が削除されている。

→ 2023年に再度引上げとなる余地が残された、と解することができる。



Trang chủ > Tin tức > Tiền lương > Chốt đề xuất tăng lương tối thiểu vùng 6% từ ngày 1/7/2022

Chốt đề xuất tăng lương tối thiểu vùng 6% từ ngày 1/7/2022

12/04/2022

Từ viết tắt

In trang

Gửi tới bạn

2023年12月31日まで適用



Ngày 12/4, Hội đồng Tiền lương quốc gia họp phiên thứ 2, thống nhất đề xuất mức tăng lương tối thiểu vùng 6% từ 1/7/2022.

Các bên tham gia gồm Tổng liên đoàn Lao động Việt Nam, Bộ Lao động - Thương binh và xã hội, Liên đoàn Thương mại và công nghiệp Việt Nam. Sau một buổi sáng thảo luận với nhiều ý kiến và phương án khác nhau, Hội đồng Tiền lương quốc gia đã quyết định chọn phương án thống nhất tăng lương tối thiểu vùng 6% từ 1/7/2022. Về thời điểm, lương tối thiểu vùng dự kiến được tăng từ 1/7/2022 áp dụng tới 31/12/2023.

Kết quả, 15/17 thành viên đồng ý tăng lương tối thiểu vùng ngay từ 1/7/2022 và 2/17 thành viên đồng ý thời gian tăng từ 1/1/2023. Cụ thể, vùng I tăng 260.000 đồng; vùng II tăng 240.000 đồng; vùng III tăng 210.000 đồng và vùng IV tăng 180.000 đồng.

Trước đó, mức tiền lương tối thiểu vùng gần nhất là từ ngày 1/1/2020 với vùng I là 4,42 triệu đồng; vùng II 3,92 triệu; vùng III 3,42 triệu và vùng IV 3,07 triệu đồng.

Trước đó, Tổng Liên đoàn Lao động Việt Nam đề xuất hai phương án tăng lương tối thiểu vùng với mức tăng trên 7% đến trên 8%.

Phương án 1: Điều chỉnh mức lương tối thiểu từ ngày 1/7/2022, với mức tăng từ 270 đến 330 nghìn đồng, bình quân tăng 8,16% so với năm 2020 – 2021.

Phương án 2: Điều chỉnh mức lương tối thiểu từ ngày 1/7/2022, với mức tăng từ 230 đến 300 nghìn đồng, bình quân tăng 7,25% so với năm 2020 – 2021.

2. 最低賃金の改定

7%加算部分

旧規定（政令90/2019/ND-CP）において、職業訓練を受けた労働者に対しては、地域別最低賃金から7%高い賃金を支払う必要がある旨、規定されていた。

- 政令38/2022/ND-CP（2022年7月1日有効）では、その規定が削除されている。
- MOLISA及び労働同盟の、2022年6月17日付OL2086/BLDTBXH-TLDDLVDNにおいて、7月1日以前に労働者との間で労働契約を締結し、7%高い賃金を支払う旨記載している場合は、引き続きその賃金を維持（支払う）必要がある旨が、明記されている。

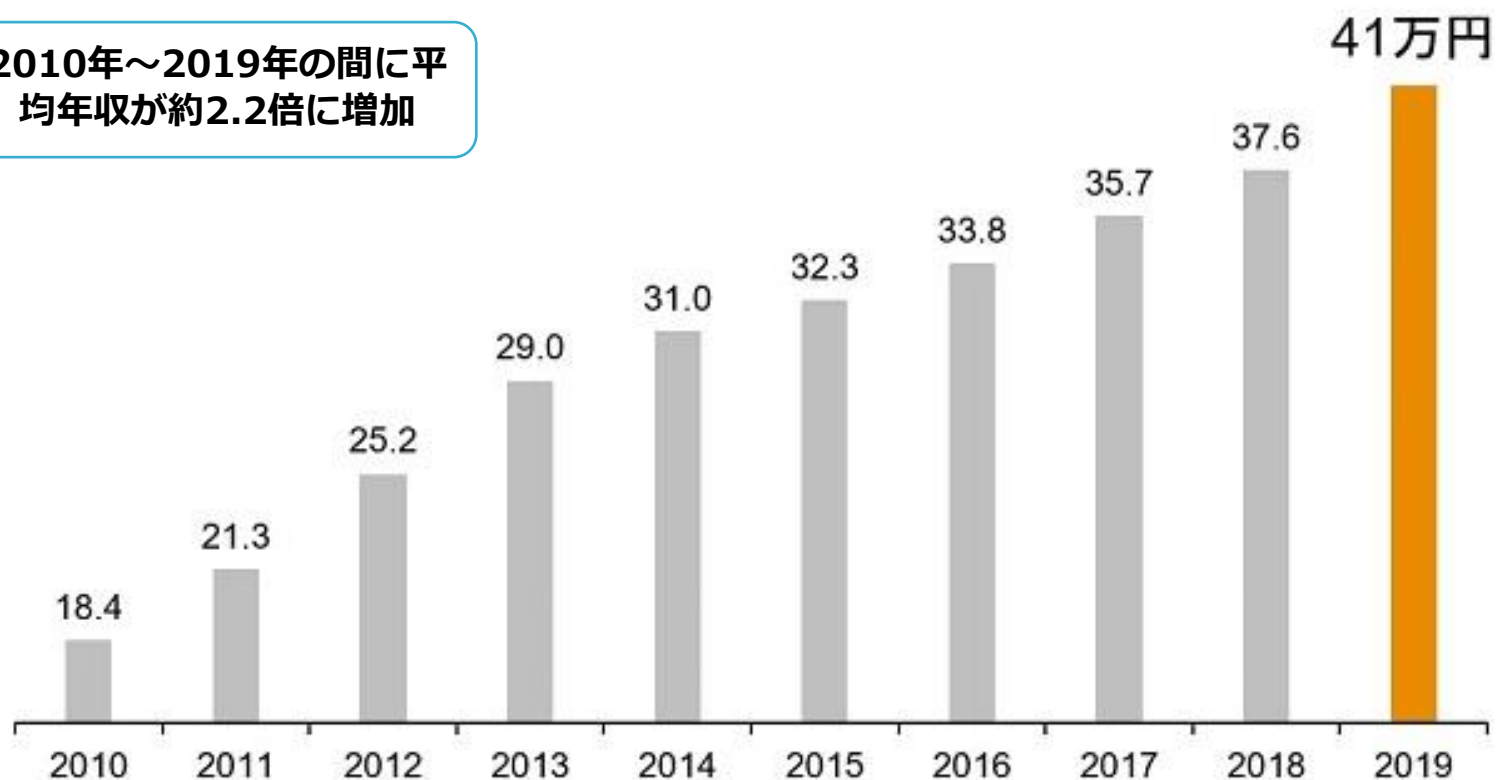
2. 最低賃金の改定

ベトナムの平均年収の推移

図表

ベトナム 平均年収の推移

2010年～2019年の間に平均年収が約2.2倍に増加

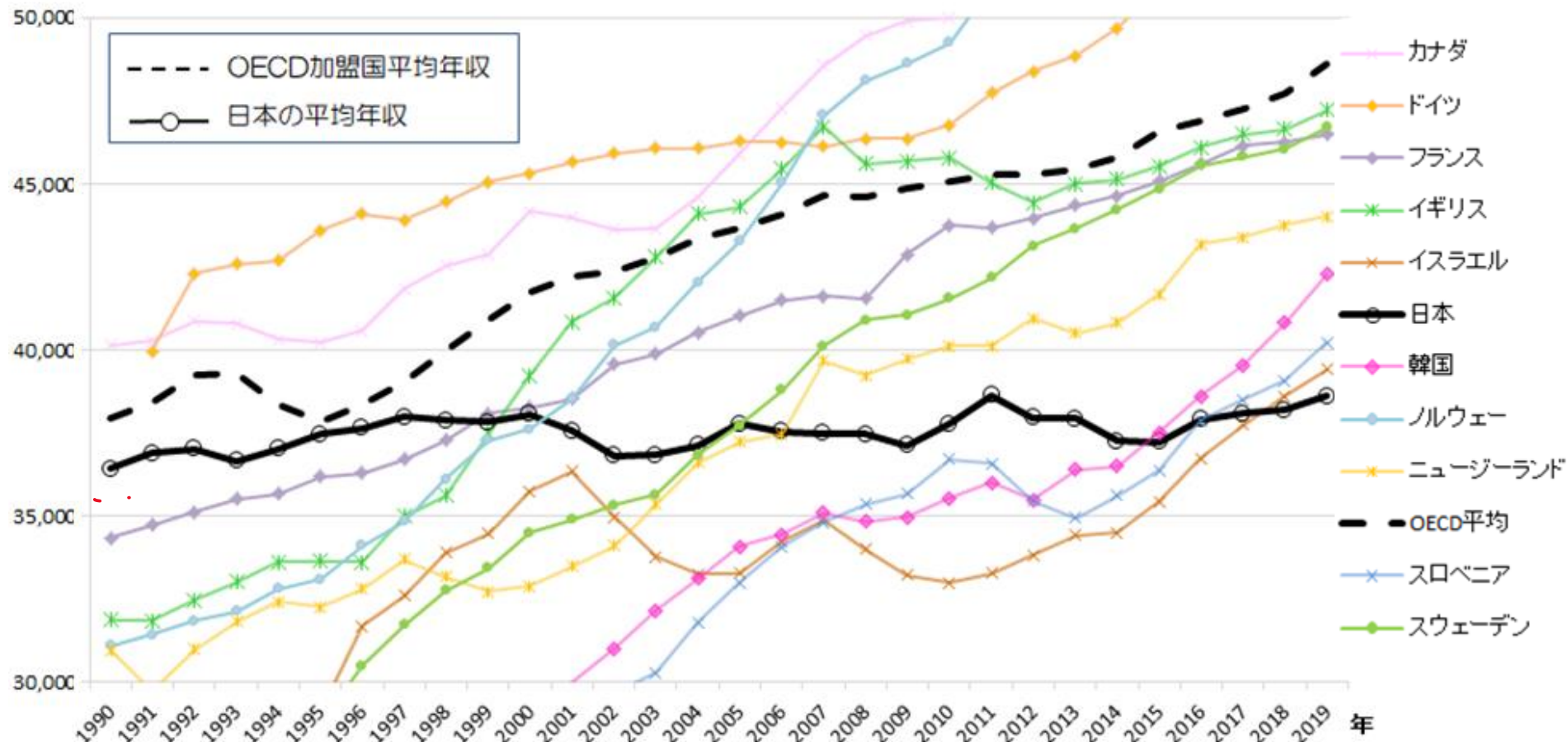


出所: ベトナム統計総局

2. 最低賃金の改定

各国の平均年収の推移

(USD)



出所：<https://doredoreworld.com/2019oecdaveragesalary/>

3. 有給休暇の買取

有給休暇に関する規定 (1/2)

	旧労働法114条1項 (2012年) 政令05/2015/ND-CP	新労働法113条3項 (2019年) 政令145/2020/ND-CP
付与	12月以上勤務の場合は、1年毎に12日が付与される。 (危険業種は異なる取扱いあり) 12月未満の場合は、1か月事に1日付与される。	左記同様
増加	5年経過毎に1日増加する	左記同様
計算基礎	直近6ヶ月の平均賃金 基本給及び手当が対象	直近1か月の賃金 基本給及び手当が対象
繰越	繰越期間について規定ないが、最長3年分をまとめて1度に取得可能。 ※実務上は、就業規則に繰越期限を1年と明記し、精算(買取)。	繰越については同様だが、精算(買取)について、退職・失業時に限定された。(次スライド参照)
有給消化	雇用者は年次有給休暇消化のスケジュールを規定する権利を有するが、被雇用者の意見を参考にし、被雇用者に事前に通知しなければならない。	使用者は、労働者の意見を聞いた後に、年次有給休暇の日程表を規定して、労働者がそれを知ることができるように事前通知する責任を有する。 労働者は、年次有給休暇を多数回に分けて、又は最大で3年分をまとめて1回で取得することを使用者と合意することができる。

3. 有給休暇の買取

有給休暇に関する規定 (2/2)

新旧労働法における有給休暇の買取及び、CIT上の取扱いは以下のとおり

	旧労働法114条1項	新労働法113条3項
買取りの条件	<u>退職、失業もしくは、その他の理由</u> で、年次有給休暇を全て消化していない場合、未消化の有給について賃金での精算が可能。	<u>退職、失業</u> により、年次有給休暇を全て消化していない場合、未消化の有給について賃金での精算が可能
買取りの可否	就業規則等に未消化の有給休暇を生産する事を、記載しておくことで、買取が可能。	→ <u>その他の理由</u> が削除されたことで、 <u>在籍中の有給休暇の買取はできない</u> 、と解する → 2021年5月21日のホーチミン市労働連合のOL344/LDLD-TCでも、有給休暇の買取は、労働法 <u>113条3項の場合のみ</u> 実行できるとしている
CITの取扱い	労働契約書に記載することで、 <u>損金算入可能</u> と解する。	2021年2月9日付のハノイ税務局のOL5169では、在籍中の未消化有給の買い取りが労働法に準拠している場合のみ、 <u>損金として算入可能</u> としている。 2021年7月22日付のハイフォン省税務局のOL1814/CTHPH-TTHT、バクニン省税務局の2022年1月4日付のOL05/CTBNI-TTHT)によると、在職中に従業員に対する未使用の有給休暇の支払いは、労働法準拠せず損金に算入できないとしている。

4. 残業時間規制

残業時間の上限に関する規定

労働法等における残業時間の制限に関する規定は以下のとおり

	2019年労働法107条 (2021年1月1日より有効)	2022年3月23日付国会常務委員会決議 17/2022/UBTVQ15 (国会が実施期間を延長しない限り、 2022年4月1日から12月31日まで有効)
残業の 上限	1日の通常労働時間の50%を超えない 1ヶ月で40時間を超えない 1年間で200時間を超えない	労働者が同意する事を条件に、以下のとおり延長することを認める 1か月で60時間を超えない 1年間で300時間を超えない
例外	決められた業種については、省人民委員会傘下の専門労働機関に届出ること で、1年間で300時間を超えない範囲まで時間外労働が可能	業種は問わない ただし、未成年者、身体障害者、重労働者、妊婦、 幼少養育者は対象外

4. 残業時間規制

税務上の取扱い

労働法等における残業時間の制限に関する現行の規定は以下のとおり

		法定内（年間300時間以下）	法定を超える部分
CIT	本給部分	損金算入可能	損金不算入
	割増し部分	損金算入可能	損金不算入
PIT	本給部分	課税対象	課税対象
	割増し部分	非課税	課税対象※

※ PITの取扱い

平日残業を行った場合（150%）

仮に時間給@40,000VNDとした場合、一時間あたり@40,000（本給） + @20,000（割増し部分）
= @60,000となり、法定内であれば@20,000（割増し部分）は、非課税となるが、法定時間を超え
ると課税扱い（PITの課税所得に算入）となる

5. 派遣労働者の使用

現行労働法52条において「労働派遣活動は、条件付経営分野、業種であり、企業が労働派遣活動許可書を有する場合のみに実施でき、一定の業務に対してのみ適用される」とされている。

2020年12月14日付政令145/2020/ND-CPに派遣労働者の使用が可能な業者がリスト化され、2022年1月17日付の政令12（No.12/2020/ND-CP）において、違反した場合は、40M～50Mの罰金が課され、派遣会社は、営業許可を剥奪されることとされている。法人税法上損金不算入のリスクがあることに注意が必要。

No.	業種
1	通訳/コンパイル/ショートグラム
2	秘書/管理アシスタント
3	受付
4	ツアーガイド
5	セールスサポート
6	プロジェクトサポート
7	生産機械システムのプログラミング
8	テレビ及び電気通信機器の製造、設置
9	建設機械・発電システムの運転・点検・修理
10	建物及び工場の清掃・消毒

No.	業種
11	ドキュメント編集
12	ボディーガード/ガード
13	電話でのマーケティング/カスタマーケア
14	財政および税の問題の処理
15	車の修理/動作確認
16	スキャン、インダストリアルエンジニアリング/室内装飾の描画
17	運転者
18	船内での管理、運用、保守、サービス
19	石油およびガスリグの管理、監督、運用、修理、保守、およびサービス
20	パイロット、航空機でのサービス/航空機および航空機機器の保守と修理/スケジュール、飛行操作/飛行監督

日系企業サービスグループ担当紹介

ハノイ オフィス

<p>原田 潤一 (Junichi Harada) junharada@deloitte.com +84 93 454 6959</p>	<p>仁科 秀彬 (Hideaki Nishina) hidnishina@deloitte.com +84 93 6352 252</p>	<p>ヒエウ ブイ (Hieu Bui) hieubui@deloitte.com +84 982 737 711</p>	<p>テュエット グエン (Tuyet Nguyen) tuyetng@deloitte.com +84 985 785 809</p>
 <p>Deloitte Vietnam ディレクター 日系企業担当 日本国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none">1996年日本の大手監査法人に入所、製造業・卸売業、通信販売業、小売業等、上場会社から株式公開準備会社の監査業務、内部統制構築支援、J-SOX等内部統制のコンサルティング業務、ITに関するアドバイス業務において20年以上の経験を有する2014年6月に他のBIG 4 ファームのベトナム・ハノイ事務所に勤務2021年1月よりデロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務 (至現在)ベトナム日本商工会等において、ベトナムに関する会計・税務各種のセミナー講師を務める公認会計士 (日本)CISA (公認情報システム監査人)	 <p>Deloitte Vietnam シニアマネジャー 日系企業担当 日本国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none">2008年 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 大阪事務所に入社 その後、主として製造業、運輸業への会計監査、J-SOX、新収益認識会計基準導入支援等のプロフェッショナルサービス業務に従事2021年12月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に駐在中ベトナムにおいて、日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務を提供するとともに、各種セミナー講師も担当日本国公認会計士	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none">2019年9月立命館アジア太平洋大学卒業 (国際経営学部)2019年10月日本において商社に勤務2021年3月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務対応言語：ベトナム語、日本語、英語	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none">2019年6月Ha Noi大学日本語学部卒業2022年3月法政大学大学院 人文科学研究科日本学専攻卒業2022年6月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務対応言語：ベトナム語、日本語、英語

日系企業サービスグループ担当者紹介

ホーチミンオフィス

<p>高石 元 (Gen Takaishi) gtakaishi@deloitte.com +84 913 929 300</p>	<p>山本 裕矢 (Yuya Yamamoto) yyamamoto2@deloitte.com +84 963 933 205</p>	<p>リエン レー (Lien Le) lienle@deloitte.com +84 973 396 133</p>	<p>フオン グエン (Phuong Nguyen) phuongung@deloitte.com +84 935 749 134</p>
 <p>Deloitte Vietnam ディレクター 日系企業担当リーダー 米国公認会計士 ベトナム国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none">ベトナムに進出する日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務につき18年超の経験を有する。2002年6月にデロイトアジアパシフィックに入所、同年9月よりベトナムホーチミン市での赴任を開始（至現在）日本において、ベトナム会計基準や税法に関する日本語での書籍の執筆及びニュースレターの発行を行う。日本・ベトナムにおいて、ベトナムに関する会計・税務セミナー講師をつとめる。	 <p>Deloitte Vietnam シニアマネジャー 日系企業担当 日本国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none">2014年 有限責任監査法人トーマツ大阪事務所に入社その後、主として製造業、運輸業への会計監査、J-SOX監査等の監査業務に従事する他、新収益認識会計基準導入支援、ESG・気候変動・サステナビリティの観点を踏まえた企業開示に関するアドバイザリー業務に関与2022年10月より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に駐在中ベトナムにおいて、日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務を提供するとともに、各種セミナー講師も担当日本国公認会計士	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none">2011年9月ホーチミン市人文社会科学大学日本語学部卒業。2019年11月より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に勤務。対応言語：ベトナム語、日本語、英語	 <p>Deloitte Vietnam アソシエイト 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none">2020年9月、フエ大学外国語大学卒業（日本語日本文化学部）2021年3月より、日本商社に勤務。2021年7月より、デロイトベトナムのホーチミン事務所に勤務。対応言語：日本語、英語、ベトナム語



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited